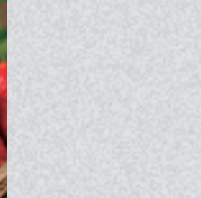




食と花の都

笑顔あふれ明日を拓く大農業都市

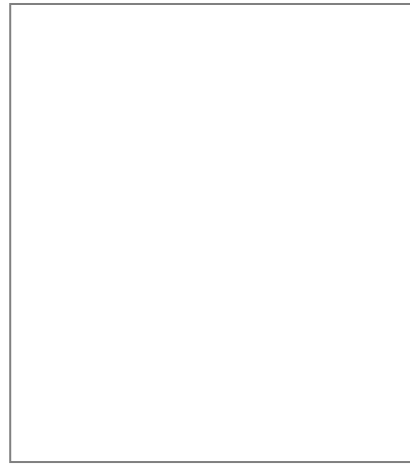
新潟市 農業構想



新潟市
平成27年4月

市長のごあいさつ

新潟市長
篠田 昭





1



2



4



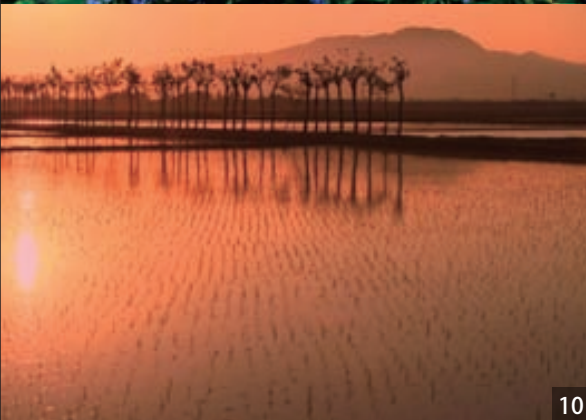
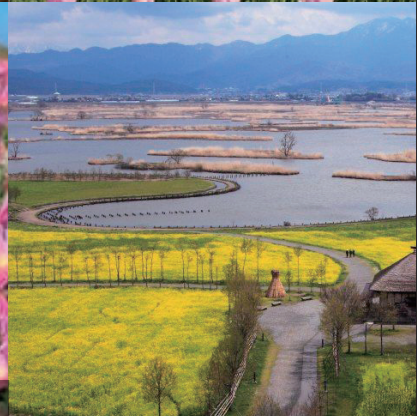
5



7



8



10



11



- 1 初夏の田園
- 2 越後姫(木箱)
- 3 ダイコン干し
- 4 越王(こしわ)おけさ柿
- 5 夕日を受けて
- 6 チューリップ畑
- 7 ミズアオイの咲く佐潟
- 8 秋旬のかきのもと
- 9 福島潟の春
- 10 皐月の蒲原夕彩
- 11 ハサ木にかけられた稲
- 12 ルレクチエ

CONTENTS

- 新潟市農業構想策定の趣旨
- 位置付け
- 構想の計画期間

第1章

農業・農村の現状と課題 1

- 1.1 農業を取り巻く社会情勢 2
- 1.2 新潟市の農業・農村の現状 5
- 1.3 新潟市の農業・農村の課題 16

第2章

新潟市の農業・農村の将来像 19

第3章

農業構想の基本方針 23

第4章

農業構想の実現方策 27

- 4.1 施策の体系図 28
- 4.2 施策の展開 29

第5章

農業構想における目標 55

第6章

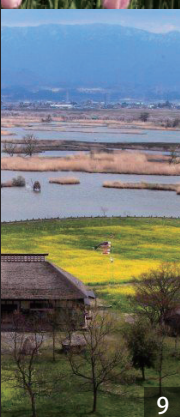
区別展開 57

- 6.1 振興方策のあり方 58
- 6.2 区別展開 59

第7章

農業構想の推進体制 73

- 7.1 構想推進に向け各主体に期待される役割 74
- 7.2 推進体制と進行管理 77



新潟市農業構想策定の趣旨

「新潟市農業構想」（以下、「本構想」という）は、新潟市農業及び農村の振興に関する条例に示された基本理念に基づき、産学官民の協働によって、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

【新潟市農業及び農村の振興に関する条例の基本理念】

食料

- ◎安心で安全な農産物の安定的な生産
- ◎地場農産物の地域内の流通及び消費の促進

農業

- ◎農地・農業水利施設等及び担い手の確保とこれらの効率的な組み合わせ
- ◎自然環境と調和した持続的な農業の発展

農村

- ◎多面的機能を有する場として整備、保全
- ◎農産物の生産、生活及び地域活動が共存する場として整備、保全

位置付け

本構想は、「新潟市農業及び農村の振興に関する条例」第8条に規定される、本市の食料、農業及び農村に関する基本計画となるもので、新潟市総合計画の農業部門に関する計画として位置づけられるものです。

にいがた未来ビジョン (新潟市総合計画)

【基本構想】

平成27(2015)～34(2022)年度
まちづくりの理念と目指す都市像

【基本構想】

平成27(2015)～34(2022)年度
基本的な政策や施策、
土地利用の基本的な方向性など

新潟市農業構想

【基本構想】

平成27(2015)～34(2022)年度
本市の食料、農業及び
農村に関する基本計画

構想の計画期間

本構想は、平成27(2015)年度を始期とし、平成34(2022)年度までの8年間とします。ただし、社会経済状況の変化や進捗状況等を踏まえて、構想の見直しを検討します。

第1章

農業・農村の現状と課題



農業・農村の現状と課題

1.1 農業を取り巻く社会情勢

人口減少・少子高齢化が進行し、将来、高齢人口が3割を超えると予測されます

- 国内人口と同様に本市の総人口も平成17（2005）年を境に減少局面に入り、平成26（2014）年3月末現在の総人口は約80万3千人です。
- 少子高齢化が着実に進行しており、約10年後の平成37（2025）年には子どもの割合が1割まで減少、高齢者は3割を超えると推計されています。〔図1.1-1〕

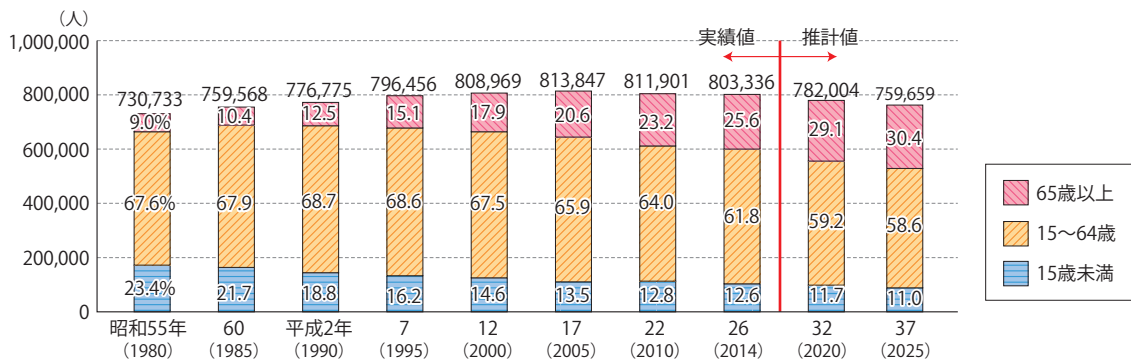
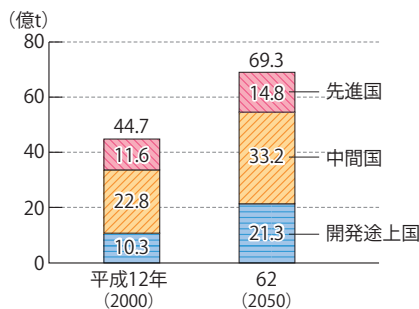


図1.1-1 新潟市の人口の推移と将来の見通し

出典：「国勢調査」総務省統計局、2014年は「住民基本台帳」新潟市総務部

世界的な食料問題と共にグローバル化の進展による農政の大きな動きがあります

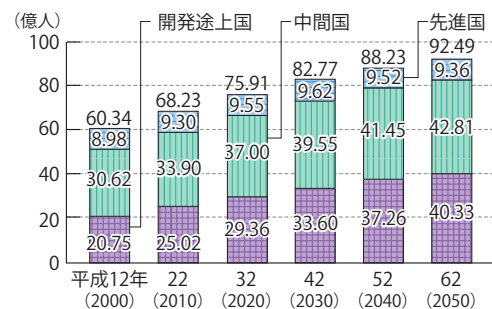
- 世界の食料需要は、人口増加により平成12（2000）年の44.7億tから平成62（2050）年の69.3億tまで1.6倍に増加する見通しで、地球温暖化や異常気象の頻発、水資源の制約による生産量の減少等、様々な要因により逼迫すると考えられています。〔図1.1-2、1-3〕
- 一方、経済社会全体の国際化の進展とともに、農業分野においても国際化が進んでいます。我が国では、WTO（世界貿易機関）体制下における多国間農業交渉や特定国を対象とするEPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）を締結し、平成25（2013）年7月からTPP（環太平洋経済連携協定）交渉に参加しています。



資料：農林水産省「2050年における世界の食糧需給見通し」

図1.1-2 世界全体の食料需要の見通し

出典：「平成25年度食料・農業・農村の動向」農林水産省



資料：農林水産省「2050年における世界の食糧需給見通し」

図1.1-3 世界の人口の推移の見通し

出典：「平成25年度食料・農業・農村の動向」農林水産省

我が国は農産物純輸入国であるが、輸出の動きも高まっています

- 我が国は世界有数の農産物純輸入国ですが、一方で農畜産物の輸出額も増加傾向にあり、国産農畜産物を海外輸出する動きも高まっています。〔図1.1-4〕
- 本市では、国際的な農業・食品産業の拠点をつくる「ニューフードバレー構想」を掲げ、平成26（2014）年3月に大規模農業改革拠点として国家戦略特区に指定され、世界に開かれた食料輸出入基地、食の流通拠点化を推進しています。
- 平成25（2013）年12月には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本食が世界的に注目されるとともに、日本人が日本食文化を見つめ直し、次世代に向けた保護・継承の動きとなることが期待されています。〔図1.1-5〕

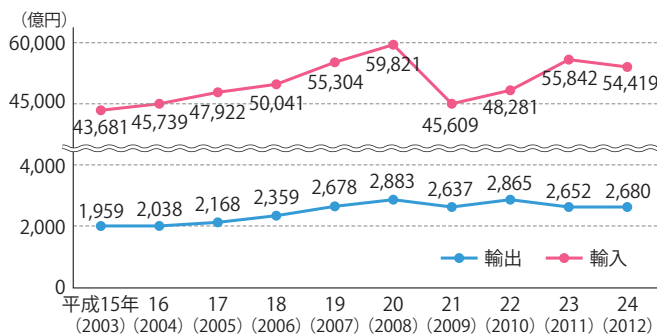


図1.1-4 我が国の農畜産物の輸出入状況

出典：「農林水産物輸出入概況」農林水産省

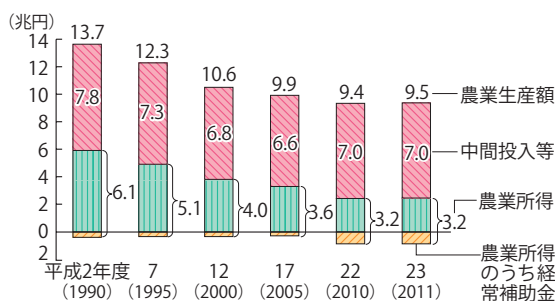


図1.1-5 「和食」紹介リーフレット

出典：農林水産省ホームページ

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります

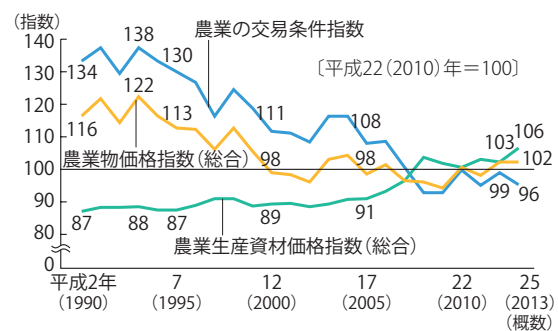
- 我が国の農業総産出額は、米を中心に減少傾向で推移しています。〔図1.1-6〕
- 我が国全体の農業所得（農業純生産）は、平成23（2011）年度は3兆2千億円で平成2（1990）年度からの20年間でほぼ半減しています。〔図1.1-6〕
- 農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化した農業生産資材価格指数は、平成14（2002）年から上昇傾向にあり、平成22（2010）年を100として平成25（2013）年は106まで上昇しています。一方、農家が販売する個々の農産物の価格を指数化した農産物価格指数は、平成25（2013）年においては前年並みの102であったものの、長期的には低下傾向にあります。〔図1.1-7〕



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」
注：「中間投入等」は、中間投入（生産に要した財（資材等）やサービスの費用）、固定資本減耗及び間接税の額の合計。

図1.1-6 農業生産額と農業所得の推移

出典：「平成25年度食料・農業・農村の動向」農林水産省



資料：農林水産省「農作物価統計」
注：農業交易条件指数＝農産物価格指数（総合）／農業生産資材価格指数（総合）×100

図1.1-7 農産物価指数等の推移

出典：「平成25年度食料・農業・農村の動向」農林水産省

「食」の安心・安全、環境保全への関心が一層高まっています

- 「食」の安心・安全に対する消費者の関心が一層高まり、国産食品を選ぶ消費者が増えるとともに、地産地消の取り組みが全国で展開されています。
- また、環境問題に対する国民の関心が高まる中、農業・農村においても環境保全を重視した取り組みが求められています。農林水産省では、農業分野における温室効果ガスの排出量削減など地球温暖化対策への取り組みの推進やエコファーマー認定の促進、生物多様性保全の推進など、より環境保全に効果の高い営農活動を推進しています。(図1.1-8)

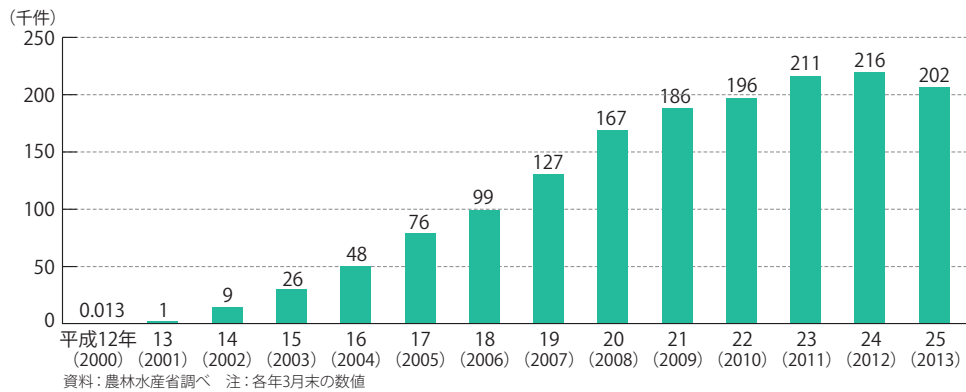


図1.1-8 エコファーマーの認定件数の推移

出典：「平成25年度食料・農業・農村の動向」農林水産省

日本人の食生活・ライフスタイルの変化、多様化が進んでいます

- 我が国の供給熱量ベースの食料自給率は、長期的に低下傾向にあり、平成12(2000)年度以降は40%前後の水準で推移しています。
 - 食料自給率の低下は、自給可能な米の消費量が減少、飼料を輸入に依存する傾向が高い畜産物の消費量の増加などが主な原因となっています。(図1.1-9)
- 中食・外食の利用や朝食の欠食の増加等、食生活の変化がもたらす栄養バランスや健康への影響が懸念されており、食べることの意味など「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得する、食育・食農教育の重要性が増しています。
- また、人々のライフスタイルも変化、多様化し、「物質的な豊かさ」だけでなく、ゆとりや生きがいなど「心の豊かさ」も重視されるようになり、豊かな自然や伝統文化とのふれあいなど、農業・農村に対する関心が高まってきています。

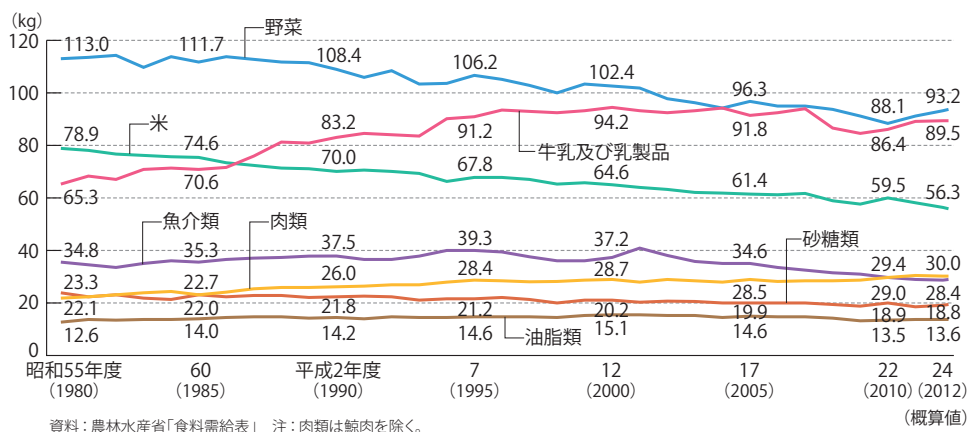


図1.1-9 我が国の国民1人・1年当たりの品目別消費量の推移

出典：「平成25年度食料・農業・農村の動向」農林水産省

1.2 新潟市の農業・農村の現状

(1) 土地利用

市域の約半分が農地で、低平地と海岸沿いの砂丘部に広がっています

- 本市の農地は、海岸沿いの砂丘部と水田中心の広大な平地部に分けられ、水田28,500ha、畑4,740haで市域の約半分を占めています。(図1.2-1)
- 平地部では海水面以下のいわゆるゼロメートル地帯に属する農地も多い状況です。この地形的要因から、排水は農業用排水機場の24時間連続排水によってまかなわれ、農業用水の供給も機械への依存が大きくなっています。農業排水機場による排水は、農地のみならず水害に脆弱な低平地に立地する都市の住民の財産・生命を守ることに重要な役割を果たしています。(図1.2-2、2-3)

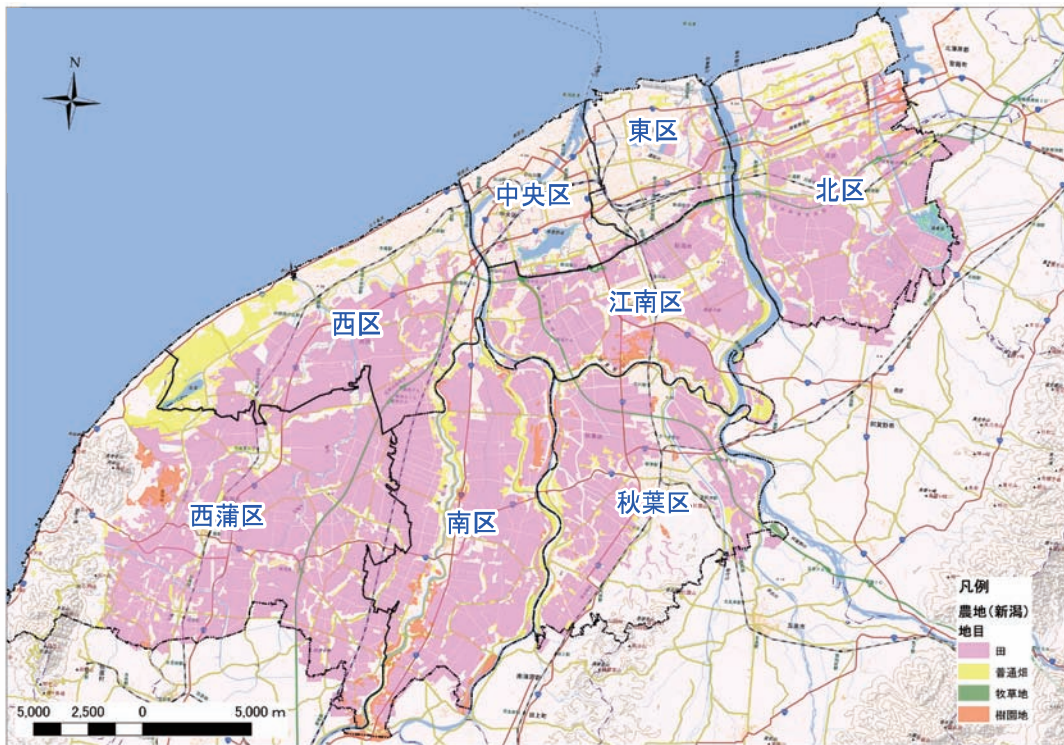


図1.2-1 土地利用図

出典:「国土数値情報 土地利用3次メッシュデータ(平成21年度)」

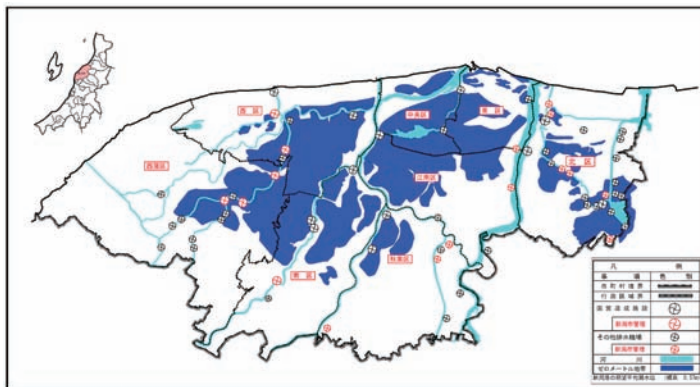


図1.2-2 ゼロメートル地帯分布図

出典:「新潟市農村環境計画(平成23年度)」新潟市農林水産部

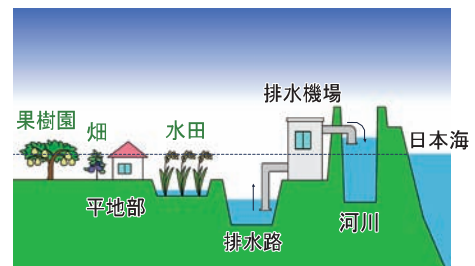


図1.2-3 排水機場の仕組み

(2) 日本一の水田農業地帯

日本一の水田耕地面積、産出額を誇ります

- 市域の半分以上を占める水田耕地面積は28,500ha（平成25（2013）年総農家）で、全国市町村1位の広さを誇り、都道府県レベルに匹敵します。（図1.2-4）
しかし、水田耕地面積は年々減少傾向にあり、減少率は米の産出額上位6市の中で最も大きく、農業生産基盤の脆弱化が懸念されます。（図1.2-5）
- 野菜、果樹、花き、畜産を含む農業生産額は全国市町村3位で、米を主要作物とする市町村の中では最も高くなっています。しかし、農業生産額上位6市では1ha当たりの農業産出額は最も低く、主食用米に偏重した生産に要因があることが伺えます。（表1.2-1）

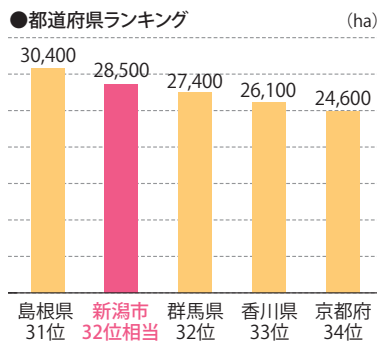


図1.2-4 水田耕地面積

出典：「作物統計 面積調査 平成25年耕地及び作付面積統計」農林水産省

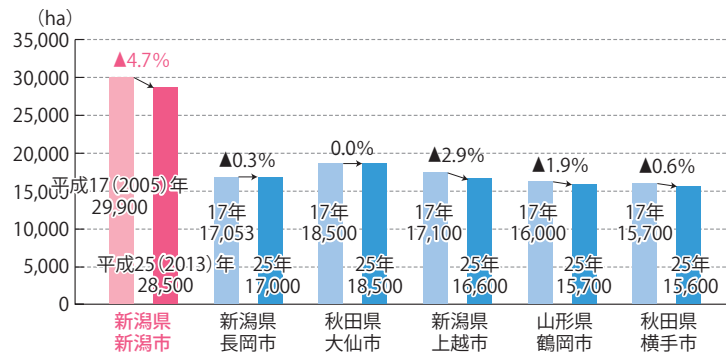


図1.2-5 水田耕地面積の推移 (平成18(2006)年米産出額上位6市)

出典：「作物統計 面積調査 平成17、25年耕地及び作付面積統計」農林水産省

表1.2-1 全国市町村別農業産出額（農業産出額上位6市）

市名	農業産出額 (平成18(2006)年)	耕地面積 (平成18(2006)年)	1ha当たり農業産出額	備考(米の産出額 (平成18(2006)年))
愛知県田原市	7,244千円 (1位)	6,390ha	11,336千円/ha	114千円 (500位)
宮崎県都城市	6,983千円 (2位)	13,300ha	5,250千円/ha	419千円 (85位)
新潟県新潟市	6,553千円 (3位)	34,200ha	1,916千円/ha	3,707千円 (1位)
静岡県浜松市	5,405千円 (4位)	13,400ha	4,034千円/ha	273千円 (170位)
茨城県銚田市	5,393千円 (5位)	9,030ha	5,972千円/ha	181千円 (299位)
愛知県豊橋市	4,738千円 (6位)	8,030ha	5,900千円/ha	233千円 (221位)

出典：「平成18年生産農業所得統計」農林水産省

米の品種はコシヒカリに特化しています

- 作付率は、平成25（2013）年産でコシヒカリ約76%とコシヒカリに特化しています。（図1.2-6）
- コシヒカリ偏重の作付けのため、天候、気候変動等のリスクに備えた早生、中生、晩生など作期の分散は進んでいません。
- 直播栽培に取り組み、省力化を図る農家も見られます。

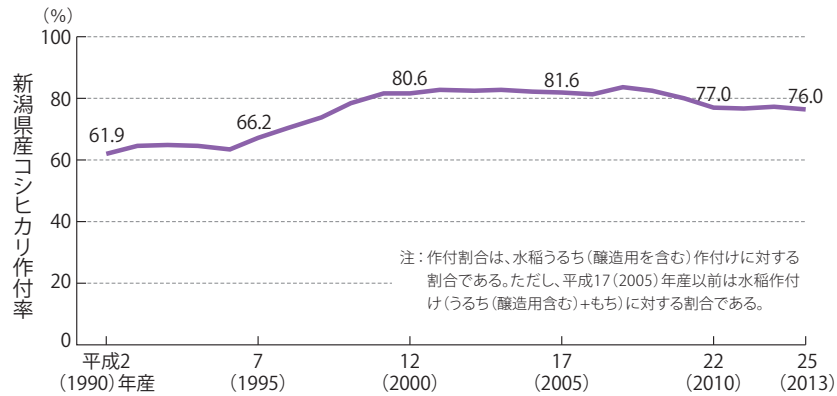


図1.2-6 新潟県産コシヒカリの作付率の推移

出典：平成2（1990）～21（2009）年産までは「米穀の品種別作付状況」農林水産省総合食料局、平成22（2010）～25（2013）年産までは「水稻うるち米の品種別作付動向について」社団法人米穀安定供給確保支援機構

非主食用米の導入が進んでおり、今後も需要が見込まれます

- 本市では、広大な水田を最大限に活用して主食用米以外の多様な米づくりを推進しており、平成25（2013）年度は加工用米1,931ha、米粉用米263ha、飼料用米37ha、WCS（稲発酵粗飼料）61haが作付けされています。（図1.2-7）
- 市内には、加工用米を使う米菓、餅、酒など、国内有数の食関連企業や飼料用米を使う畜産農家などの需要先が揃っており、市内の食関連企業からはさらに多くの地場産の米を求める声があります。一方で、農家からは、加工用米や飼料用米の供給先の確保に不安を抱く声もあります。

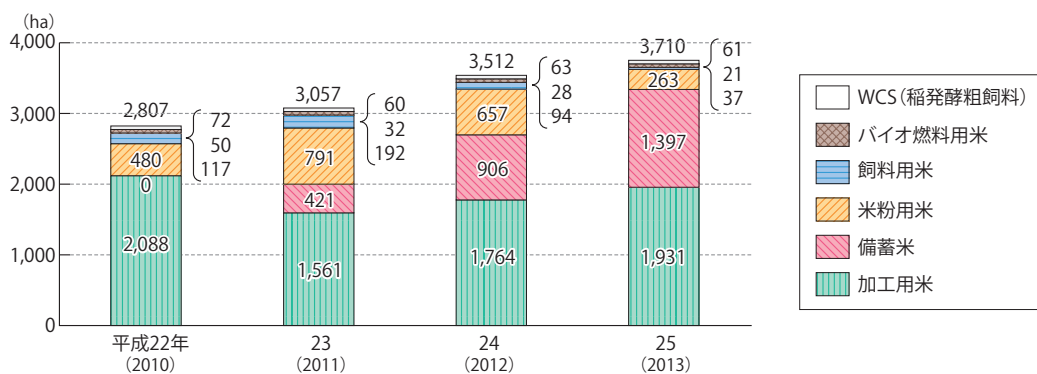


図1.2-7 米の種類別作付面積の推移

出典：新潟市資料（「新潟地域の農業概況」、「需給取組状況報告」等より作成）

国の農業政策の展開

- 国の掲げる「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、農業を強くする「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪として「①農地中間管理機構の創設」、「②経営所得安定対策の見直し」、「③水田のフル活用と米政策の見直し」、「④日本型直接支払制度の創設」の4つの改革を推進することとしています。

(3) 多様な農産物の産地

米以外の農産物も盛んで、地域の特性を活かし多様な農畜産物を生産しています

●市内各地では様々な野菜、果樹、花など魅力的な農産物の生産や畜産業が行われています。(図1.2-8)



図1.2-8 本市の農畜産物生産地

出典:「新潟市農村環境計画(平成23年度)」新潟市農林水産部

稲作単一経営が多いものの、複合経営に取り組む農家も見られます

●経営形態別の農家数は、稲作単一が最も多く65%を占めますが、県平均の86%と比較するとその割合は少なく、準単一経営と複合経営の割合が高い状況です。(図1.2-9)

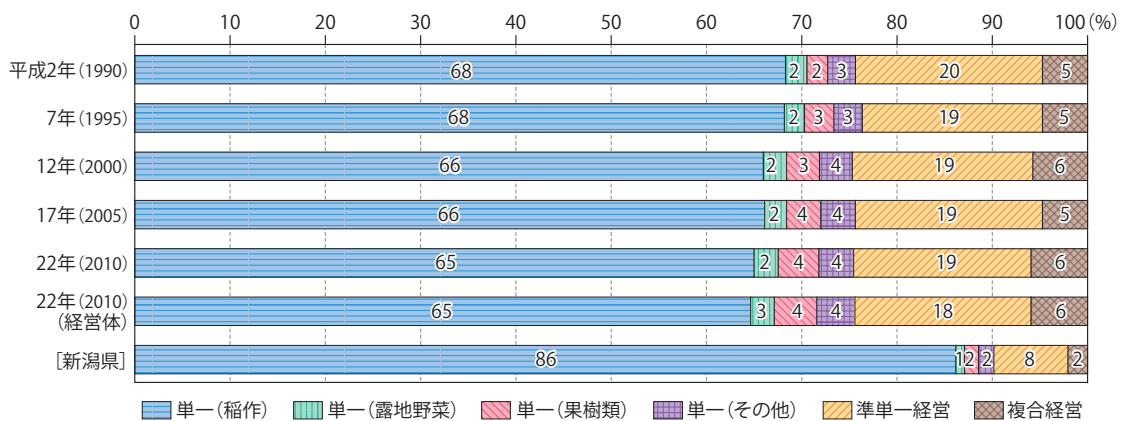


図1.2-9 経営形態別経営体数の推移(販売農家)

出典:「農林業センサス」農林水産省

全国に自慢できる「食と花の銘産品」があります

- 全国に誇る自慢の農水畜産物を「食と花の銘産品」に指定し、その生産振興や販売促進、ブランド化に向けた取り組みを支援しています。(図1.2-10)
- 出荷額全国トップクラスのチューリップをはじめ、平成26(2014)年6月現在27品目の銘産品の生産振興を図っていますが、市内外での知名度は低い状況です。首都圏における認知度は、全銘産品が20%以下となっています。(図1.2-11)



図1.2-10 新潟市食と花の銘産品

出典:新潟市ホームページ

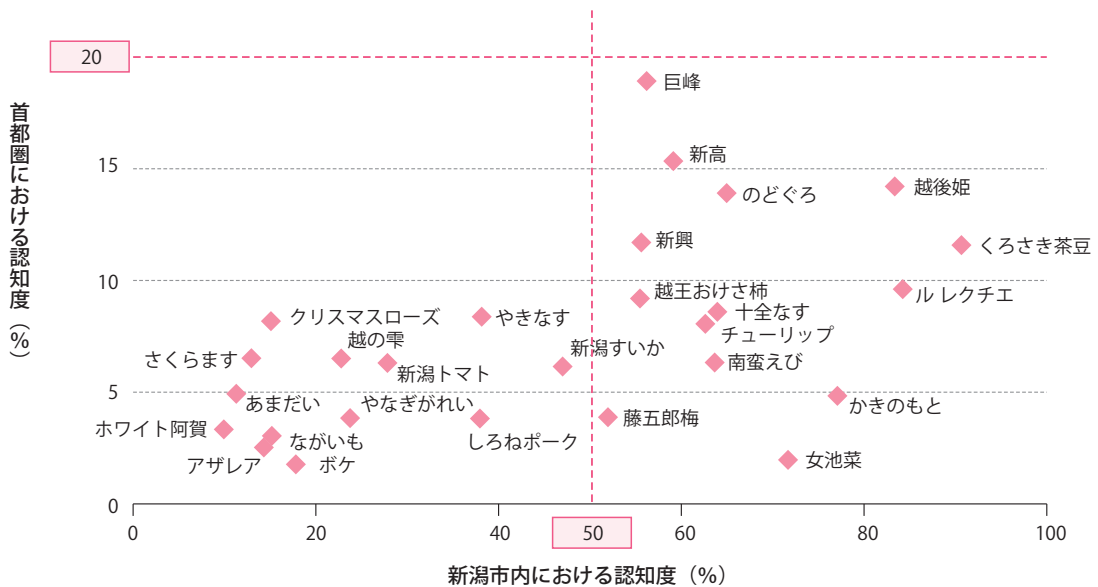


図1.2-11 首都圏及び市内における、食と花の銘産品の認知度

出典:新潟市資料

出荷先が多様化しています

- 直売所やネット等の直販の他、海外における日本食の評価の高まりにより、本市においても、米を主体に果物(なしやもも)、花き(チューリップ切り花)等の輸出(ロシア、台湾、香港、モンゴル等)に取り組む農家も見られます。

(4) 農業・農村を支える担い手

農家数、農業就業人口はともに減少傾向です

- 農家数、農業就業人口ともに、減少傾向にあります。(図1.2-12、2-13)
- 専業農家数が平成12(2000)年以降増加していることから、これまで兼業農家であった者の一部が、退職を機に専業農家に移行したと考えられます。(図1.2-12)
- 本市は、都市近郊で農業以外に働く場が比較的あることなどから、全国と比較して兼業農家割合が高いのが特徴です。(図1.2-14)

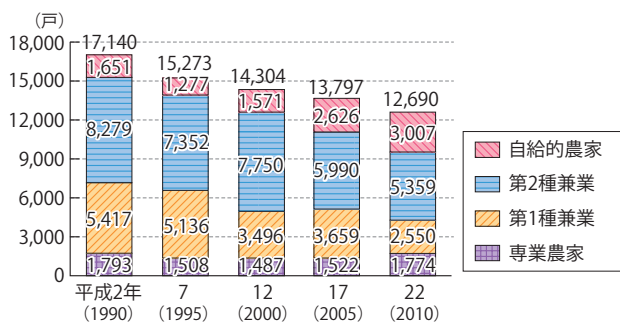


図1.2-12 専業別農家数の推移

出典：「農林業センサス」農林水産省

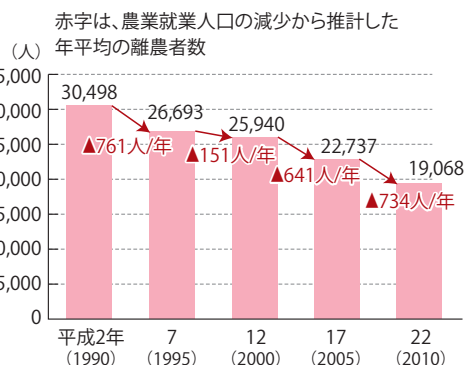


図1.2-13 農業就業人口の推移

出典：「農林業センサス」農林水産省

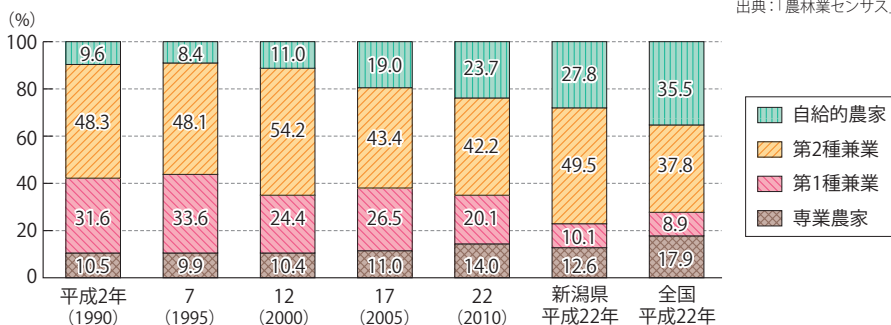


図1.2-14 専業別農家数の割合の推移及び新潟県の割合

出典：「農林業センサス」農林水産省

比較的若い農業就業者が多い状況です。また新規就農者も確保されています

- 農業就業者の高齢化は進んでいるものの、65歳未満の比率が国や県と比較して高い状況です。(図1.2-15)
- 新規就農者も毎年継続して確保されています。(図1.2-16)

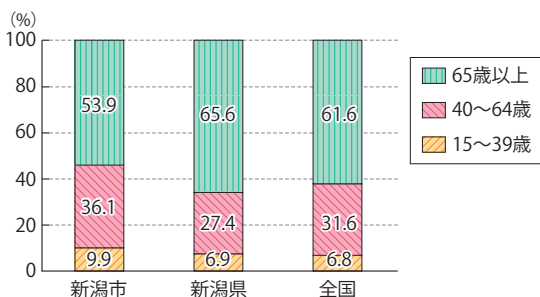


図1.2-15 農業就業者の年齢別構成比

出典：「2010年世界農林業センサス 新潟県—販売農家—年齢別農業就業者人口」農林水産省

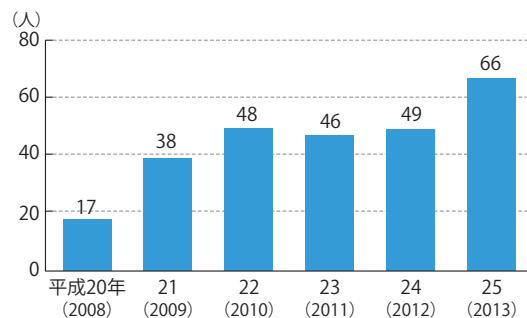


図1.2-16 新規就農者数の推移

出典：「新潟市の農林水産業」新潟市農林水産部

認定農業者数は全国市町村1位で、農地集積率も増加傾向です

- 平成24（2012）年度の認定農業者数は3,203人で、全国市町村1位を誇ります。（図1.2-17）
- また、認定農業者への農地集積率も年々増加しています。（図1.2-18）

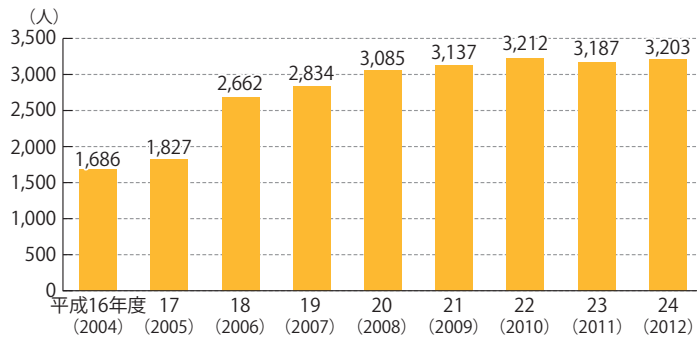


図1.2-17 新潟市の認定農業者数の推移

出典：「新潟市の農林水産業」新潟市農林水産部

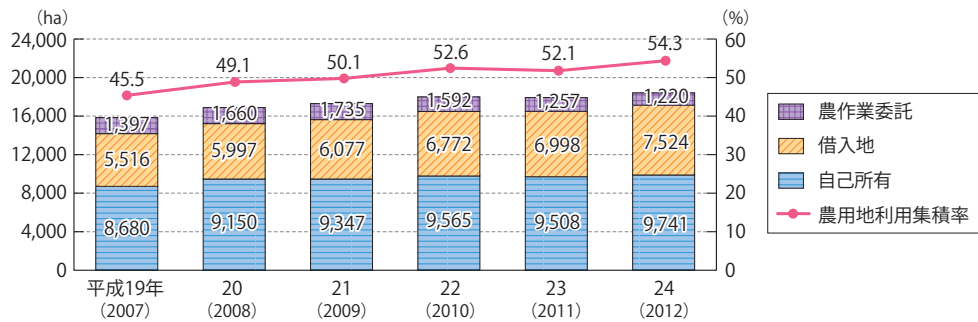


図1.2-18 認定農業者への農地集積状況

出典：「新潟市の農林水産業」新潟市農林水産部

長時間労働・繁忙期の偏りによる労働力不足

- 野菜・果樹・花きは、米と比較して所得額は大きいものの、労働時間が長く労働強度も高く、それぞれ技術を要するため、米から他作物へ新規参入するにはハードルが高いと考えられます。（図1.2-19）
- 農家からは、作業ピーク時の補助労働の確保を望む声もあります。

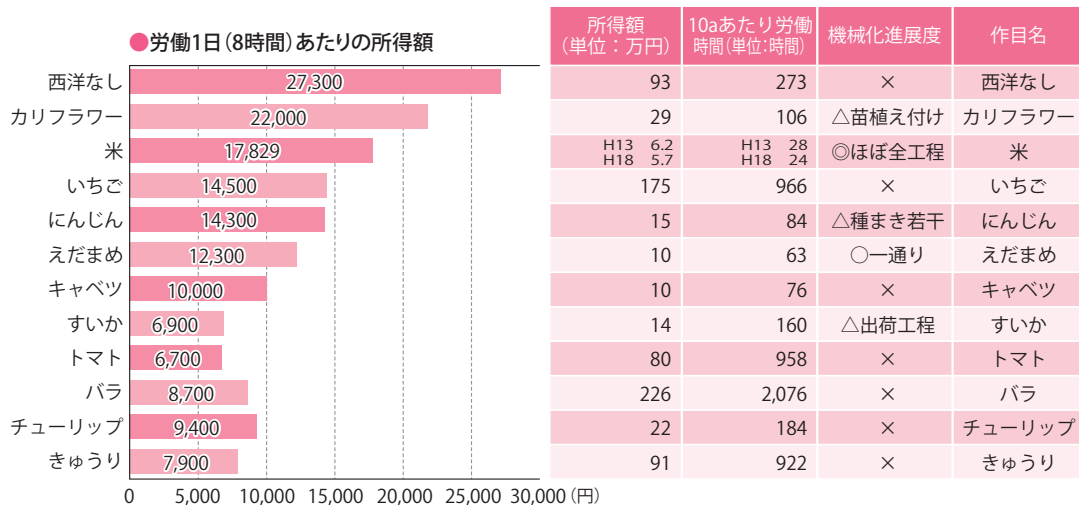


図1.2-19 農作物別労働と収入比較

出典：「研究活動報告2007-2009上」新潟市都市政策研究所

原典：「園芸作物の作物別・作業別経営指標（平成13年度）」新潟県農林水産部「平成13年、18年米生産費（新潟）」農林水産省

(5) 農業・農村を支える農地

農地は減少傾向です、荒廃農地は200ha前後で推移しています

- 経営耕地面積は減少傾向で平成2（1990）年から平成22（2010）年の20年間で約5,500ha（16%）減少しています。畑と樹園地の減少率の方が田よりも高い状況です。（図1.2-20）
- 荒廃農地^{※1}面積は平成20（2008）年以降200ha前後で推移しています。（図1.2-21）

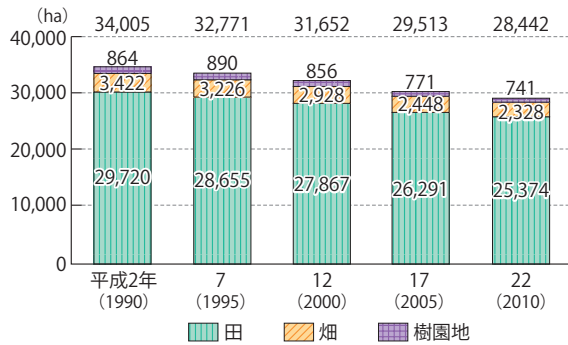


図1.2-20 経営耕地面積の推移

出典：「農林業センサス」農林水産省

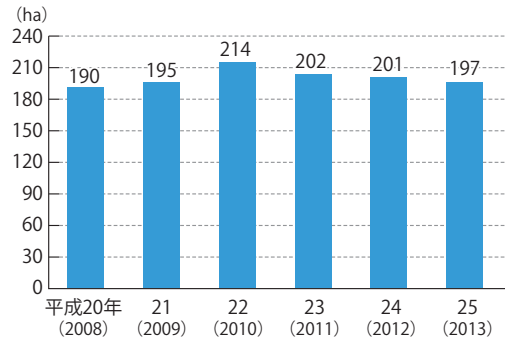


図1.2-21 荒廃農地面積の推移

出典：「新潟市の農林水産業」新潟市農林水産部

※1：荒廃農地

◆ 荒廃農地とは、「以前耕地であったもので、実際の状況からみて現状では耕作できないものと市町村等が判断した土地」のことで（農家の耕作意思は確認していない）。また、耕作放棄地とは、「過去1年間以上作物を作付けしていない土地のうち、この数年間に作付けする考えのない土地」のことで、耕作放棄地には原野化しているものは含めないこと、農家等の意思に基づき調査・把握したものの、という点で荒廃農地と異なります。

現時点では、農地は販売農家に集積されることが伺えます

- 販売農家の1戸当たり経営耕地面積の規模は田が2.8ha、畑0.3ha、樹園地0.5haであり、いずれの地目も県平均より大きくなっています。（図1.2-22）
- 経営耕地面積2.0ha以上の農家割合が年々増加しています。（図1.2-23）
- 離農等により生じた余剰農地が販売農家に集積されていることが伺えます。
- 一方で、農家からは農地の受託は限界に近づいているという声もあります。

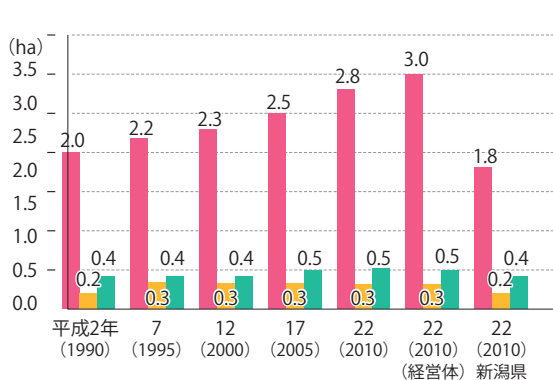


図1.2-22 戸当たり経営耕地面積の推移 (販売農家)

出典：「農林業センサス」農林水産省

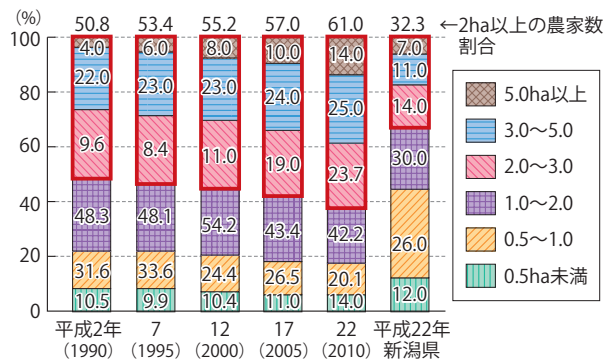


図1.2-23 経営耕地面積規模別の農家数割合の推移 (販売農家)

出典：「農林業センサス」農林水産省

減少した農地は住宅地等に転用されています

- 本市の農地転用面積は平成24（2012）年で89haです。平成16（2004）年から平成18（2006）年にかけて倍以上増加しそれ以降減少傾向にありましたが、平成24（2012）年は再び増加しています。平成24（2012）年の転用の用途をみると、住宅用地とその他建設施設用地が約7割を占めています。（図1.2-24）

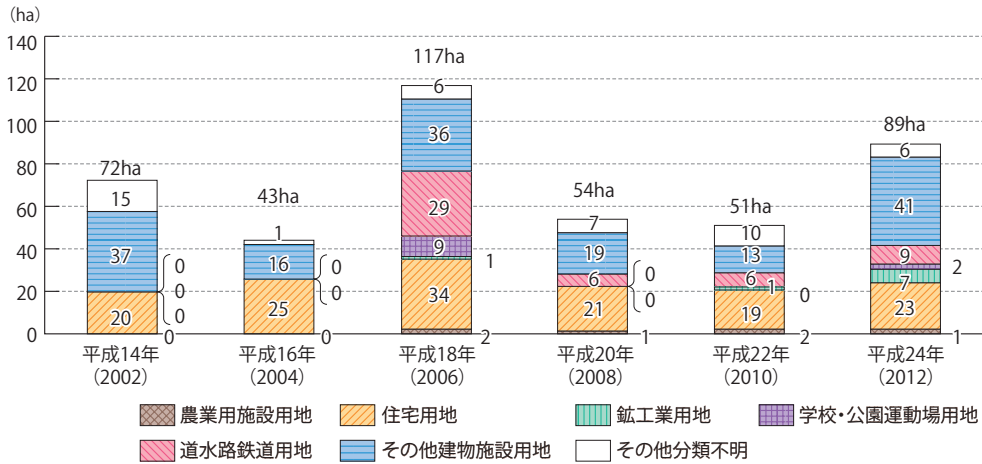


図1.2-24 本市の農地転用面積の推移

出典：「農地の移動と転用」農林水産省

ほ場整備率は低く、水田の汎用化に向けた農業生産基盤の整備は進んでいません

- 平成24（2012）年の水田整備率は48.9%であり、県平均の60.0%より低い状況です。
- 区画の大きさが1ha程度以上の大区画化率は5.8%、水田の排水が良好で汎用化が可能な水田の割合（汎用化率）は35.5%です。（図1.2-25、表1.2-2）

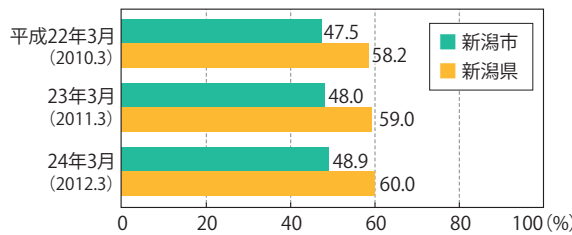


図1.2-25 水田整備率

出典：「市町村別水田整備一覧表」新潟県（水田面積は新潟農林水産統計（北陸農政局）、整備面積は農地計画課調査）

表1.2-2 大区画化・汎用化の状況（平成24年3月31日）

	水田面積	整備面積	整備率
大区画化	28,600ha	1,663ha	5.8%
汎用化	28,600ha	10,149ha	35.5%

出典：新潟市資料

環境保全型農業への意識が高まっています

- 化学合成農薬・化学合成肥料を慣行の5割以上削減した米の栽培面積は、7,188ha（平成25（2013）年）で水稲作付面積の約3割を占めています。（表1.2-3）
- 環境保全型農業の取り組み面積は増加傾向で、環境にやさしい農業への意識は高まっています。

表1.2-3 環境保全型農業による米の作付面積

	H23	H24	H25
水稲作付面積	24,100ha	24,300ha	24,500ha
5割減栽培	6,707ha	7,064ha	7,188ha
5割減栽培の割合	27.8%	29.1%	29.3%

出典：水稲作付面積は「作物統計」農林水産省 5割減栽培面積は新潟市資料

(6) 新潟市の地域力

国内有数の食品関連産業が集積しています

- 米菓やかまぼこなど、全国シェアトップクラスの食品関連企業が立地しています。(表1.2-4)

表1.2-4 本市に本社がある食品関連企業

企業名	主な品目	全国シェア (%)	全国ランキング
亀田製菓(株)	米菓	20.6	第1位
三幸製菓(株)	米菓	14.1	第2位
佐藤食品工業(株)	無菌包装米飯	24.6	第1位
	切り餅	28.6	第1位
一正蒲鉾(株)	風味かまぼこ	11.2	第2位
	ちくわ	4.3	第2位

※全国シェアは、平成21(2009)年度市場規模
出典:「新潟市ニューフードバレー特区プロジェクト提案資料」新潟市

農に関わることのできる機会が市内に多くあります

- 「食と農の学校」や「農業サポーターシステム」など、市民が農に関わる活動を支援しています。(図1.2-26、1.2-27)
- 市民農園、体験農園、収穫農園、農家レストランや直売所など、グリーンツーリズム関連施設が各区に点在しています。(図1.2-28)
- 「いくとぴあ食花」や「アグリパーク」の開設など、子供の頃から「食と農」を学ぶ環境を整備しています。(写真1.2-1、2-2)

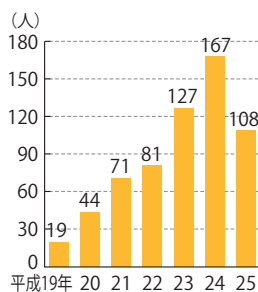


図1.2-26

食と農の学校参加者

出典:新潟市資料

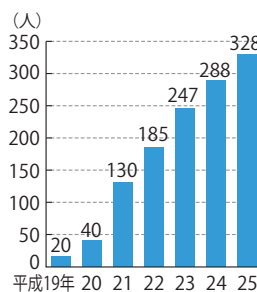


図1.2-27

農業サポーター登録者

出典:新潟市資料

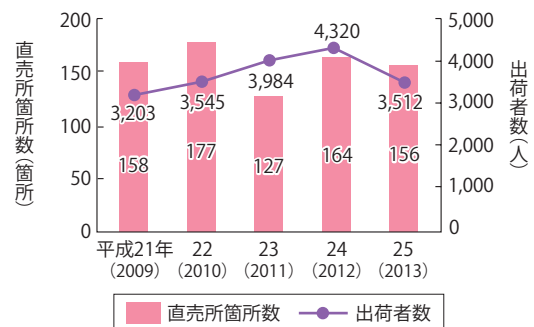


図1.2-28 直売所箇所数及び出荷者数の推移

出典:新潟市資料



写真1.2-1 いくとぴあ食花



写真1.2-2 アグリパーク

環境や食に関する取り組み

- 本市では、市内の自校方式及びセンター方式で給食を実施している小・中学校、特別支援学校、幼稚園の153校で完全米飯給食を実施しています。平成24（2012）年度は、地場産の環境保全型栽培コシヒカリを使用した米飯給食を実施しました。
- 本市は、平成25（2013）年3月に政府より「環境モデル都市^{※2}」に選定されました。

※2：環境モデル都市

- ◆環境モデル都市は、持続可能な低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市を内閣官房地域活性化統合事務局が選定するものです。
- ◆本市では、「田園環境の保全・持続可能な利用」「スマートエネルギーシティの構築」「低炭素型交通への転換」「低炭素型ライフスタイルへの転換」の4つの方針による取り組みを推進することで「田園型環境都市にいがた～地域が育む豊かな価値が循環するまち～」の実現を図ることとしています。

市民参画による地域共同活動の取り組みが盛んに行われています

- 農地・水保全管理支払交付金^{※3}活動が盛んで、平成25（2013）年度時点で市内に169組織が活動しています。（表1.2-5）
- 本市では、地域コミュニティの充実や活性化を推進しており、市民が主体的にまちづくりに参画し、共助と協働の輪を広げ、地域のことは地域で考え、自ら行動する姿を目指しています。

表1.2-5 本市の農地・水保全管理支払交付金の活動組織数（平成25（2013）年）

	共同活動				向上活動
	組織数	交付金算定の対象農用地面積 (ha)			
		合計	田	畑	
北 区	8	1,350.88	1,313.70	37.18	5
東 区	1	128.91	112.71	16.20	1
中央区	1	61.10	59.58	1.52	0
江南区	5	3,166.73	2,891.51	275.22	5
秋葉区	35	3,336.48	3,203.75	132.73	16
南 区	19	2,563.88	2,396.90	166.98	8
西 区	22	2,513.24	2,349.94	163.98	16
西蒲区	78	6,317.24	6,049.02	268.22	29
合 計	169	19,438.46	18,377.11	1,061.35	80

出典：「平成25（2013）年度農地・水保全管理支払交付金活動事例集」農地・水・環境保全向上対策新潟市地域協議会

※3：農地・水保全管理支払交付金

- ◆農地・水保全管理支払交付金とは、農業者と農業者以外の地域住民や自治会等が集まって構成された団体が行う水路の泥上げや補修など、地域共同による農地・農業用排水路等の資源の保全管理や農村環境の保全・向上の取り組みに対して農林水産省が支援する交付金です。
- ◆平成26（2014）年度からは農地・水保全管理支払交付金事業の制度が変更となり、制度変更に伴って名称が「多面的機能支払交付金事業」に変更されました。

1.3 新潟市の農業・農村の課題

本市の現状を踏まえて、本市の農業・農村の振興を図るうえでの課題を以下に整理します。

①水田農業を取り巻く厳しい環境に打ち勝つ米づくり

- 本市の農業の最も大きな特徴は、日本一を誇る水田耕地面積とコシヒカリです。本市では、他市町村にはないこの特徴を活かした米づくりを進めてきましたが、水田農業を取り巻く情勢は、主食用米の消費減少、米価の下落、中食・外食など米需要の多様化のほか、他産地の品質向上等により産地間競争が激化し、販売環境は厳しい状況にあります。
- 国の農業政策では、自給率向上や国内農業の維持・発展に向けて、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し等の実施により、主食用米偏重ではなく需要に応じた多様な米生産と麦・大豆等の需要のある作物を農家自らが選択できる状況の実現を目指しています。
- 今後は、本市農業の特徴である、広大な水田とコシヒカリを守りながら、水田農業を取り巻く厳しい環境に打ち勝つ米づくりを進める必要があります。

②産地間競争に打ち勝ち、消費者に選ばれる農畜産物（園芸・畜産）の生産

- 本市は、消費地に近いという立地条件や平坦な低湿地、海岸沿いの砂丘地など、地域の特性を活かして多様で安心・安全な農畜産物を生産・供給し、市民の食を支えてきました。
- 一方で、安価な輸入農畜産物の増加、飼料の高騰などによる生産費の増加、国内外の産地間競争の激化など米と同様に販売環境は厳しく、市場ニーズに対応した他産地にはない本市ならではの農畜産物の供給が求められています。
- 今後は、生産者の農業所得向上を図るためにも、産地間競争に打ち勝ち、消費者に選ばれる農畜産物を生産する必要があります。

③安心・安全な農畜産物の生産と地産地消のさらなる取り組み

- 近年は、消費者の食への関心の高さから、安心・安全や生産者の顔が見える関係づくりが求められています。本市では、これまでも安心・安全な農畜産物の生産を推進するとともに、直売所の整備、小中学校の完全米飯給食、地産地消推進の店認定など地産地消への積極的な取り組みを行っており、食料自給率は他の政令市と比較しても高い状況にあります。
- 地域の食材を地域で消費することは、地場農産物の消費・生産拡大や自給率向上につながるのと同時に、生産者と消費者との結びつきの強化や地域の活性化にもつながることから、全国的な展開が見られます。
- 今後は、安心・安全を前提とした農畜産物の生産とともに、田園と都市が共存し消費地に隣接する立地を活かした、地産地消のさらなる取り組みが必要です。

④ 販路拡大と農畜産物と市のイメージを結びつけるブランド戦略

- 本市では、魅力ある多様な農畜産物の生産が行われ、「食と花の銘産品」の指定など、ブランドの確立、情報発信、消費拡大にも取り組んでいます。
- しかし、本市の農畜産物の多くは、これまでは市内・県内での流通が主であったため、全国的には知名度が低く販路も限られています。食と花の銘産品についても一つ一つの品質は高いにも関わらずそれぞれの販売戦略が明確でないため銘産品を産出しているイメージがあまりありません。
- 今後は、消費者に知ってもらい、選ばれ、喜ばれる農畜産物を目指し、県外・海外への販路拡大とともに、本市の農畜産物と新潟市のイメージを結びつけるブランド戦略が必要です。

⑤ 現在の担い手の営農継続の支援と次世代を担う多様な人材の確保・育成

- 本市の認定農業者は全国市町村1位を誇り、認定農業者への農地集積率は年々増加し県平均を上回っています。また、65歳未満の農業従事者の割合が国や県と比べて高く比較的若い農業者が多い状況です。
- 一方で、高齢化の進行、農業を取り巻く厳しい環境、農地転用等により、年間700人程度が離農するなど農業従事者は減少傾向にあります。また、新規就農者については農業法人などが就農希望者を受け入れて担い手へ育成する事例も見られますが十分に満足できる状況にはなく、水稻、園芸、畜産ともに後継者が不在の農家が多いのが現状です。
- 今後は、現在の担い手の営農継続の支援とともに、本市農業の次世代を担う多様な人材の確保・育成が急務となっています。

⑥ 6次産業化への支援や農家と商工業者の連携による商品開発、販路拡大

- 国の農業政策では、地域の農林水産業や資源を活用した6次産業化等の推進による高付加価値化の取り組みを推進することとしています。本市は、全国でもトップクラスの地位にある食品産業との連携の可能性があるとともに、食に関する多産業間のネットワーク化や国際競争力のある高付加価値化などニューフードバレー構想を推進しています。
- 農業を取り巻く厳しい環境の中、農家の所得安定や農畜産物のブランド化につながる6次産業化の推進が求められていますが、現状の農業経営では生産が主体であり、農業者自らによる加工・販売の取り組みはハードルが高い状況にあります。
- 今後は、農家の経営状況を踏まえて無理なく取り組める6次産業化への支援や、農家と商工業者が連携して商品開発や販路拡大に取り組む農商工連携が必要です。

⑦食料の重要な生産基盤である農地の確保・保全

- 本市は、海拔ゼロメートル以下の低湿地帯が多く、水と土に苦しめられた歴史を経て、土地改良事業による区画整理、排水対策、乾田化により、現在では日本一の水田耕地面積及び米の生産量を誇る農地を有しています。しかし、現在は水田・畑ともに耕地面積は減少傾向にあり、他の米どころと比較しても減少率が高い状況です。ほ場整備率は県と比較しても低く、担い手の減少や労働力不足による耕作放棄地化の懸念もあります。
- 国の農業政策では、農地中間管理事業を活用した認定農業者等への農地の集積、大区画化、汎用化の推進や農業用水利施設の保管理を推進しています。本市では、現在は出し手の農地が受け手に集積されているものの、離農者の増加により引き受け手が農地を受けきれなくなる可能性もあります。
- 今後は、本市の農業を持続的に発展させていくために、先人達から引き継がれてきた食料の重要な生産基盤である農地を確保・保全していくことが必要です。

⑧農地の多面的機能の発揮と魅力ある田園づくり

- 農業・農村は、洪水防止機能をはじめ、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面的機能を有しています。
- 近年、ゲリラ豪雨、大型台風などの異常気象が頻発していますが、本市では排水機場を常時稼働して湛水防止に取り組むとともに、水田の貯水能力に着目した田んぼダムの取り組みにより、農地の持つ洪水防止機能の発揮に取り組んでいます。また、平成25（2013）年には、農村の多面的機能を活かし都市と田園部が調和し発展する環境モデル都市にも選定されました。しかし、農業従事者の高齢化及び減少等により地域の共同活動等によって支えられてきた農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- 今後は、農家のみならず市民全体が農業・農村の多面的機能を楽しんでいるという意識を高め、地域共同活動を通じて、魅力ある田園づくりを進めることが必要です。

⑨農村と都市との交流の推進

- 人々の自然志向や価値観、ライフスタイルの多様化が進む中で、多様な交流と体験を実現できる農業・農村に対する関心が高まってきています。また、食生活の変化がもたらす栄養バランスや健康への影響が懸念されており、「食」のあり方を改めて考える食育・食農教育の重要性が増しています。
- 本市には、市民農園や直売所など身近な場所で食と農に触れあう機会が多くあるほか、アグリパークやいくとびあ食花などの整備を進め、子供の頃から食と農に触れ、農業を学ぶ環境を提供しています。
- 今後は、田園部と都市部が共存するという地理的特性を活かし、市民をはじめ多くの人々が本市に集まって「食と農」に触れ、学ぶことができる「農村と都市の交流」を進めることが必要です。

第2章

新潟市の農業・農村の将来像

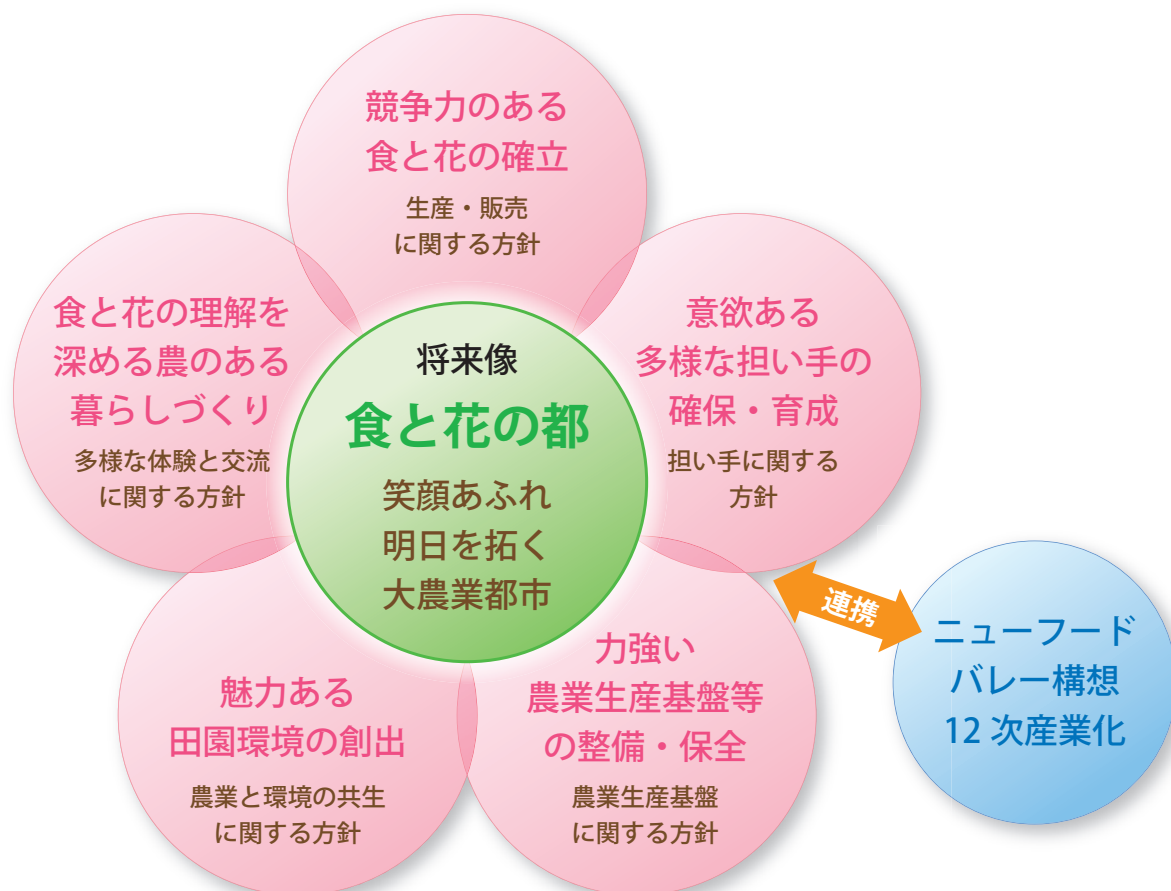




新潟市の農業・農村の将来像

- 本市は、新潟市総合計画のもと、豊かな自然環境や広大な農地を有し、さらに高次都市機能の集積が進んでいるという特徴を活かし、高次都市機能と田園のゆったり感が調和・共存する田園型政令市を目指したまちづくりを進めてきました。
- この総合計画の農業に関する部門計画である前農業構想では「食と花の都～日本一豊かでにぎわいのある大農業都市～」を将来像に掲げ、様々な農業・農村の振興施策に取り組み、「アグリパーク」や「いくとぴあ食花」を中心とする教育ファームの推進、ニューフードバレー構想の推進など一定の成果を挙げてきました。
- これらの施策については、評価を行い本市の現状と課題を踏まえて見直し、田園型政令市のイメージである「食と花の都」の実現のために引き続き取り組むことが望まれます。
- 本農業構想の将来像は田園型政令市のイメージである「食と花の都」を継承し、生産・販売、担い手、農地、環境、交流に関する5つの基本方針のもと「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」におけるニューフードバレー構想や、12次産業化の取組と連携しながら「笑顔あふれ 明日を拓く大農業都市」を目指します。

【将来像】



将来像《食と花の都～笑顔あふれ 明日を拓く大農業都市～》

- **笑顔あふれ** : おいしく、新鮮で安心・安全な食べ物や農業体験など新潟市の「農業」を、市内をはじめ国内・海外に提供し続けており、食生活が豊かになり農業とのふれあいの場も増え、みんなが新潟市の農業の恵みを享受しています。また、農業が身近にある暮らしに市民が誇りと愛着を持ち、笑顔が絶えず、全国に自慢でき、人々が憧れる暮らし（ライフスタイル）が確立されています。
- **明日を拓く** : 農業におけるさまざまな課題を克服し、厳しい環境に打ち勝つ強い農業が確立され、明るい未来に向かって発展しています。
- **大農業都市** : 広大な農地を活かし、多様な農畜産物を生産・供給する大農業都市として成長し続け、強く、しなやかな農業の担い手が確保され、我が国の農業をリードしています。

ニューフードバレー構想

- 新潟ニューフードバレー構想は、豊富でおいしい食材に恵まれた新潟の強みを活かし、農業はもとより食品関連産業の集積地として発展してきた背景を基に、食産業ナンバーワン都市を目指して、以下の7つの戦略に取り組むもので、にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）の施策として位置づけられています。

目指す姿 : 本市の産業をリードする食産業全体が連携し、成長産業として一体となり発展

7つの戦略 : ①フードデザインの普及・実践（食の売れる商品・仕組みづくりの普及・実践、新商品の開発・販路拡大）、②新潟ブランドの構築・情報発信（食のブランド価値の向上、域内・外への販路拡大）③域内・外ネットワークの構築（食産業や大学・研究関連とのネットワーク構築）、④農商工連携と6次産業化の推進（農商工連携・6次産業化による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出）、⑤食品リサイクルの推進（循環型社会の実現に向けた食品リサイクルモデル事業の推進）、⑥高度な研究開発基盤の整備（産学共同研究の推進、知財の集積、研究者等の人材ネットワークの構築）、⑦高機能・高付加価値開発と人材育成（企業・大学・研究機関による研究開発、人材育成）

12次産業化

- 第1次産業である農林水産業が、農畜産物の生産にとどまらず加工品の製造・販売や直売所、農家レストラン等の地域資源を活かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業まで行う「6次産業化」に、①医療、②福祉、③子育て、④教育、⑤環境、⑥交流の6つの視点を加えて、にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）において「12次産業化」と呼んでいます。

第3章

農業構想の基本方針



農業構想の基本方針

●新潟市の農業・農村の将来像の実現に向けた基本方針を以下に示します。

将来像

食と花の都

～笑顔あふれ 明日を拓く大農業都市～

基本方針

基本方針1

競争力のある食と花の確立
〔生産・販売に関する方針〕

基本方針2

意欲ある多様な担い手の
確保・育成
〔担い手に関する方針〕

基本方針3

力強い農業生産基盤等の
整備・保全
〔農業生産基盤に関する方針〕

基本方針4

魅力ある田園環境の創出
〔農業と環境の共生に関する方針〕

基本方針5

食と花の理解を深める
農のある暮らしづくり
〔多様な体験と交流に関する方針〕

基本方針1

競争力のある食と花の確立

〔生産・販売に関する方針〕

本市は、先人から引き継がれた大地で、コシヒカリを中心とする水田農業をはじめ、花き・野菜・果樹、畜産を展開する日本でも有数の食料生産・供給基地です。

農家の高齢化、離農による担い手不足、経営耕地面積の減少など、持続的な営農に課題がある中、今後も食料供給地としての役割を果たすためには、安心・安全、高品質で安定的な量の農産物を常に供給する競争力のある産地づくりを進める必要があります。

このため、安心・安全で、品質、生産量、価格の安定した水田農業、園芸、畜産を推進し、日本の農業をリードする、競争力を持った農業を目指すとともに多様な販路の拡大を図ります。

施策

- ◆ 施策1. 販売力のある主食用米づくり
- ◆ 施策2. 水田フル活用の推進
- ◆ 施策3. 低コストな米づくり
- ◆ 施策4. 品質の確保された農畜産物の生産
- ◆ 施策5. 安定した生産量の確保
- ◆ 施策6. 新たな品目・品種への取り組み
- ◆ 施策7. 地産地消の推進
- ◆ 施策8. ブランド化の推進
- ◆ 施策9. 国内の販路拡大・輸出の促進

基本方針2

意欲ある多様な担い手の確保・育成

〔担い手に関する方針〕

本市の農業は、大規模及び中小規模の専業農家、兼業農家、自給的農家など、多様な担い手により支えられていますが、高齢化や後継者不足などの課題があります。また、これまでは、農地の貸借、作業受委託、集落営農など、地域内での連携により農家の減少に対応してきましたが、今後さらに離農者が増加すると、担い手が農地を引き受けきれなくなる状況が考えられます。

この状況に対応するため、意欲ある担い手が営農を継続する環境を整備し、地域内で農家間の連携体制を確立するとともに、多様な担い手を確保・育成し、また女性の活躍を促進することで持続可能な農業を目指します。

施策

- ◆ 施策10. 新規就農者・農業生産法人等の確保・育成
- ◆ 施策11. 農業経営の確立
- ◆ 施策12. 農家の連携の強化
- ◆ 施策13. 女性農業者への支援

基本方針3

力強い農業生産基盤等の整備・保全

〔農業生産基盤に関する方針〕

本市の農地は、排水対策の実施など土地改良により低湿地を克服した先人から引き継がれてきた貴重な財産です。農地や農業水利施設を整備することで、海拔ゼロメートル地帯という不利な条件を克服し我が国有数の穀倉地帯を確立してきました。

今後、離農者の増加により農地の流動化が進む中、本市の財産である広大な農地を適正に維持・保全し、経営規模の拡大と生産性の向上等を通じた競争力強化と、本市の農業を支える農業水利施設の適切な更新・保全管理による市域の強靱化を目指します。

施策

- ◆ 施策14. 農地の保全・活用
- ◆ 施策15. 優良農地の整備促進
- ◆ 施策16. 施設老朽化に対する効率的な保全対策
- ◆ 施策17. 低平地を支える農業農村整備の推進

基本方針 4

魅力ある田園環境の創出

〔農業と環境の共生に関する方針〕

本市は、豊かな自然環境や広大な農地を有する田園と高次都市機能の集積が進む都市とが調和・共存した、他市町村にはない特徴を有する「田園型政令市」です。この新潟市らしさを今後も維持するためには、農業・農村のもつ機能を保全するとともに、積極的に活かしていく必要があります。

環境への負荷をできるだけ与えない営農を続けるとともに、農業の多面的機能のさらなる発揮により田園の魅力を高めるように配慮することで、これからも都市と農村が活発に交流する、魅力ある田園環境の創出を目指します。

施策

- ◆ 施策 18. 環境保全型農業の推進
- ◆ 施策 19. 環境に配慮した整備の推進
- ◆ 施策 20. 資源循環型社会の形成
- ◆ 施策 21. 防災機能の向上
- ◆ 施策 22. 魅力ある田園集落づくりの推進

基本方針 5

食と花の理解を深める農のある暮らしづくり

〔多様な体験と交流に関する方針〕

本市では、田園部と都市部が隣接するという地理的特性を活かした農業が展開されています。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農畜産物の供給という役割に加え、農業体験の場、潤い・安らぎなどの田園空間、自然環境とのふれあい等、農業を身近に楽しめる場を提供しています。このような地理的条件を活かし、いくとぴあ食花やアグリパークなど、食と農に触れ、親しみ、学ぶ施設を積極的に活用するとともに、本市が誇る食や花の魅力を活用した食育・花育を推進することで、生産者と消費者が交流し相互理解を深め、市民や来訪者が農のある暮らしを楽しむことを目指します。

施策

- ◆ 施策 23. 食育・花育の推進
- ◆ 施策 24. 農村・都市交流の推進
- ◆ 施策 25. 教育ファームの推進

第4章

農業構想の実現方策





農業構想の実現方策

4.1 施策の対系図



4.2 施策の展開

基本方針1

競争力のある食と花の確立

〔生産・販売に関する方針〕

本市は、先人から引き継がれた大地で、コシヒカリを中心とする水田農業をはじめ、花き・野菜・果樹、畜産を展開する日本でも有数の食料生産・供給基地です。

農家の高齢化、離農による担い手不足、経営耕地面積の減少など、持続的な営農に課題がある中、今後も食料供給地としての役割を果たすためには、安心・安全、高品質で安定的な量の農産物を常に供給する競争力のある産地づくりを進める必要があります。

このため、安心・安全で、品質、生産量、価格の安定した水田農業、園芸、畜産を推進し、日本の農業をリードする、競争力を持った農業を目指すとともに多様な販路の拡大を図ります。

- サブテーマ1：売れる米づくり
- サブテーマ2：消費者の期待に応える食と花の確立
- サブテーマ3：食料基地からの発信

(1) サブテーマ1：売れる米づくり

主食用米の需要減少や米価の下落傾向、米需要の多様化など、我が国の水田農業を取り巻く厳しい環境に打ち勝つ水田農業の展開が必要です。

日本一の水田面積と水稲収穫量を誇る本市の水田農業がさらに競争力を持ち、維持・発展するためには、安心・安全で、品質、生産量、価格などを維持するとともに、新たな取り組みに積極的に挑戦していく必要があります。

このため、本市は水田農業のトップランナーとして、先端技術の活用など日本の水田農業をリードする役割を担い、消費者・実需者のニーズに応える米づくりを目指します。

【施策の体系】

施策	取り組み
施策1 販売力のある主食用米づくり	①安心・安全な米づくり
	②高品質で競争力のあるコシヒカリづくり
	③需要に応じた品種による主食用米づくり
施策2 水田フル活用の推進	①非主食用米の生産推進
	②多収穫米の生産推進
	③新形質米の生産推進
	④大豆等の土地利用型複合経営の推進
施策3 低コストな米づくり	①低コスト・省力技術の普及
	②ICT（情報通信技術）の導入推進

【施策の内容】

施策1 販売力のある主食用米づくり

①安心・安全な米づくり

消費者の安心・安全を求めるニーズの高まりに対応するため、本市の米や地域農業への理解と信頼を深める取り組みを推進します。

- 国の「特別栽培農産物に関わる表示ガイドライン^{※1}」に準じた米づくり、各種GAP規範^{※2}の実践、生産履歴記帳の徹底によるトレーサビリティの構築を促進します。
- 本市で生産される安心・安全な米に関する消費者への情報提供や啓発活動を推進します。

※1：特別栽培農産物に関わる表示ガイドライン（平成19（2007）年3月改正）

◆特別栽培農産物に関わる表示ガイドラインとは、化学合成農薬及び化学合成肥料を減らして栽培した農産物について、消費者がこれらの農産物を購入する際の目安となるよう、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき生産や表示の一定の基準を農林水産省が定めたものです。このガイドラインは法令に基づく義務ではありませんが、農産物の生産、流通、販売に携わる人たちがその生産、表示のルールに従って自主的に確認・管理し、関係者の自発的な行動によって守られることとなります。

◆特別栽培農産物とは、「特別栽培農産物に関わる表示ガイドライン」（平成4（1992）年10月制定、平成19（2007）年3月改正）に従って生産された、化学合成農薬及び化学合成肥料の窒素成分を慣行レベルの5割以上削減して生産した農産物のことです。対象農産物は国産・輸入を問わず、野菜、果実、穀類、豆類、茶等で、米については特に特別栽培米と呼ばれます。

※2-1：新潟県GAP規範（平成24（2012）年12月制定）

◆「農畜産物の安全性確保」「環境の保全」「作業者の安全確保」などの幅広い分野を対象に、農業生産活動に潜むリスクを見つけ出し、それを未然かつ効果的に排除、または軽減していく改善活動であるGAP（Good Agricultural Practice）の取り組みを新潟県で推進するため、県におけるGAPの基本的な考え方、具体的な取り組み事項、改善効果などを示したものです。

※2-2：J-GAP

◆日本GAP協会が日本国内の統一基準を確立する目的で平成17（2005）年にスタートさせた農場審査・認証制度です。審査項目は、農場・農作物の管理方法から労働者の安全福祉や農場の経営状態に至るまで多岐にのぼり、審査に合格すると認証農場の証明書と出荷する製品の包装に『JGAPマーク』及び『JGAP認証農場マーク』を記載する権利が与えられます。

※2-3：グローバルGAP

◆グローバルGAPは、欧州を中心に世界100か国以上で実践されているGAP（農業生産工程管理）の世界標準で、民間団体である欧州小売業組合が平成12（2000）年にEUREP G.A.Pを設立し平成19（2007）年にGLOBAL G.A.Pに改称したものです。

◆農業生産・取り扱いにおける農産物の安全管理手法や労働安全、持続可能な農業を行うための環境保全型農業実践のためのチェック項目が具体的に定められています。農産物の世界的な流通においては、グローバルGAP認証の取得が農業生産者に対する取引条件となっています。

②高品質で競争力のあるコシヒカリづくり

本市で継承されてきたコシヒカリ栽培を大切に、産地間競争に打ち勝つためには、品質の向上・安定化が重要です。高品質米づくりの実践により「新潟市産コシヒカリ」の高品質・良食味米の安定生産を図ります。

- 堆肥等の有機物・土壌改良資材の施用による土づくり、適正な水管理、生育過剰防止対策など適切な栽培管理を徹底します。

③需要に応じた品種による主食用米づくり

新潟市産コシヒカリの高品質・良食味米の安定生産を図りつつ、中食・外食の業務用に適した品種などの需要に応じた主食用米づくりを推進します。

- 良食味・高品質な米づくりを基本としてコシヒカリ以外の主食用米品種の生産拡大を図り、コシヒカリへの作付け偏重の緩和を図ります。

施策2 水田フル活用^{※3}の推進

①非主食用米の生産推進

全国有数の食品産業や酒蔵が集積する本市の強みを活かして、加工用米^{※4}、新規需要米^{※5}の生産拡大を推進します。

- 輸出用米の生産を推奨します。
- 市内畜産農家との連携により安定した飼料用米の需要の確保を図ります。
- 米粉の製造技術や利用技術の開発、米粉の特性や機能性を活かした商品づくりや新潟県との連携を図ります。

※3：水田フル活用

- ◆水田を有効に活用し、食料自給率・自給力の向上を図る取り組みです。水田活用の直接支払交付金により、水田で麦、大豆、飼料作物、稲発酵粗飼料用稲（WCS）、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者に対して国から交付金が支給されます。

※4：加工用米

◆酒、加工米飯、味噌、米菓等、以下の用途に供給することを目的として生産される米です。

- ・ 清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類（農産物規格規定に定める醸造用玄米を除く）
- ・ 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込み時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- ・ 味噌、その他米穀を原料とする調味料
- ・ 米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの
- ・ 米菓、その他米穀を原料又は材料とする菓子
- ・ 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- ・ その他、農林水産省生産局長が特に必要と認めた用途

※5：新規需要米

◆国内主食用米、加工用米、備蓄米以外の、以下の用途のために生産される米（稲を含む）です。

- ・ 飼料用
- ・ 米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- ・ 稲発酵粗飼料用稲（WCS）
- ・ バイオエタノール用
- ・ 輸出用
- ・ 青刈り稲・わら専用稲
- ・ 酒造用（一部に限定）
- ・ 主食用以外の用途のための種子

②多収穫米の生産推進

飼料用米、米粉用米は、主食用米に比べて低価格での供給が求められるため、1俵当たりの生産コストを低減することができる多収穫米の生産を推進します。

- 新潟県等の関係機関と連携し、地域特性にあった品種、栽培方法を選定します。

③新形質米^{※6}の生産推進

近年の食に対する消費者の健康志向の高まりや医療への活用が期待される低グルテン米や、加工特性に合わせた低アミロース米等の新形質米の生産を推進します。

- 高アミロース米「こしのめんじまん」、低アミロース米「秋雲」、香り米「かほるこ」など、新潟大学と連携した新形質米の研究を推進します。

※6：新形質米

◆これまでのうるち米やもち米とは違った形質（成分・稲の外観・玄米の色・形・大きさ）を持っている米で、以下のような種類があります。

種類	用途
低アミロース米・ 高アミロース米	・米に含まれるデンプンにはアミロースと、アミロペクチンの2種類があり、アミロース含量が低い米（低アミロース米）は柔らかく粘りが強くなり、アミロース含量が高い米（高アミロース米）は冷えると固くなりますが、さらさらとした食感があります。アミロース含量がゼロになったものがもち米です。また、高アミロース米は、難消化性デンプンを多く含むため、食後の血糖値を低下させる効果があることから糖尿病患者向けとしても期待されています。
巨大胚米 (発芽玄米用米)	・血圧上昇抑制効果があるGABA（ γ -アミノ酪酸）は、玄米にはわずかしか含まれていませんが、玄米を水に漬けて発芽させると胚芽部分で顕著に増加するため、GABAを効率的に利用する高機能性品種として、巨大胚品種が育成されています。
有色素米、 香り米	・有色素米の一つである赤米は、わが国の古代の米であったともいわれています。有色素米の赤や紫黒の色素は糠（ぬか）層にあるポリフェノールの一種で、抗酸化作用を持つため健康食品として需要が高まっています。 ・香り米は、通常の米とは異なる芳香を持つ米で、国内でも少量栽培され、祭事等に使用されています。
低グルテリン米	・可溶性タンパク質が少なく、腎臓病の治療食用途として期待されています。現在では、低グルテリンに加え、グロブリン（易消化性タンパク質）含量を低くする研究も進められています。

出典：農林水産技術会議

④大豆等の土地利用型複合経営の推進

大豆などの水田作における転作作物の産地化・ブランド化を進めるため、組織化や団地化等の取り組みを推進します。

- 土づくりと基本技術の励行による高品質で安全な大豆等の生産を推進します。
- 収量、品質の向上を図るため、組織化・団地化した水田におけるブロックローテーションを推進します。
- 大豆の地域内流通の取り組み支援を行い、市内食品製造業と農業者の連携を推進します。

施策3 低コストな米づくり

①低コスト・省力技術の普及

米価下落や米の産地間競争に打ち勝つために、農地の集積による効率化や直播栽培等の低コスト・省力化技術の普及を図ります。

- 地域での話し合いにより合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び集約を進め、規模拡大を図るとともに作業効率の向上を図ります。

- 直播栽培などの技術の普及拡大や作期の異なる品種の作付けによる作業ピークの分散を図り、収穫・乾燥調製作業の効率化、コスト縮減や気象災害等のリスク低減を図ります。
- 「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ（平成26（2014）年3月）^{※7}」等の農家への普及を促進します。

※7：担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ（平成26（2014）年3月作成）

◆ 担い手の米の生産コスト低減や高収益化に向け、担い手への農地集積・集約化を進めていくに当たり、農地集積した担い手の経営革新（低コスト化・高収益化）に資する稲作栽培技術をとりとまとめたものです。労働費の低減に資する省力的な栽培技術の他、収量の増大や販路拡大に資する品種、農機具費や肥料・農薬費の低減に資する生産資材等の58技術について「技術の特徴」、「導入効果」、「技術の詳細情報等のリンク先」、「問い合わせ先」が掲載されています。

②ICT（情報通信技術）^{※8}の導入推進

ICT（情報通信技術）の活用による生産性の向上や農産物の高品質化、差別化を推進します。

- 肥培管理等の栽培暦のデータ化、気象変化や病害虫の発生状況など営農に必要な情報の迅速な把握、地理情報システム（GIS）^{※9}や位置情報システム（GPS）^{※10}の活用による農地や農作物の生育に関する情報の表示・分析など、担い手のニーズに合わせてICT（情報通信技術）の導入を推進します。

※8：ICT（情報通信技術）

◆ Information and Communication Technologyの略で、コンピューターやネットワークに関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。IT（情報技術）とほぼ同義語で、2000年代半ば以降にITに替わる語として、Communication（通信・伝達・交流）を入れたICTが総務省をはじめとする行政機関で用いられています。

※9：地理情報システム（GIS）

◆ Geographic Information Systemの略で、地図上の位置や施設の情報等をデータ化し、コンピューターを用いて重ね合わせて分析・解析を行い、情報を視覚的に表示させるシステムです。身近なGISにはカーナビゲーションがあり、最短ルート検索、到達時間、施設の情報などを分析して、画像でわかりやすく表示することができます。

※10：位置情報システム（GPS）

◆ Global Positioning Systemの略で、人工衛星を用いて今どこにいるのかを決定するシステムです。このシステムを使うことで、今いる位置の緯度経度を知ることができます。カーナビゲーションは、GPSを使用して緯度経度を割りだし、それを地図上に重ねることで現在地がわかったり、目的地まで案内することができます。

(2) サブテーマ2：消費者の期待に応える食と花の確立

本市の農業は、多様な農畜産物の生産拠点であり、安心・安全な農畜産物を供給してきました。

多様で安心・安全な農畜産物を市民に供給し、市民の食を支えてきた現在の園芸・畜産農業の役割はこれまでと同様に担うとともに、市外・海外への販路拡大を見据えて、品質や安定した生産量の確保、新たな品目・品種への取り組みを支援し、消費者の期待に応え、選ばれる産地を目指します。

【施策の体系】

施策	取り組み
施策4 品質の確保された農畜産物の生産	①安心・安全な農畜産物の生産
	②栽培技術の向上による品質確保
	③ICT（情報通信技術）の導入による品質確保
施策5 安定した生産量の確保	①安定生産技術の確立
	②作業ピーク時の労働力確保
施策6 新たな品目・品種への取り組み	①新たな産地形成
	②複合経営の推進
	③花き・花木産地の活性化

【施策の内容】

施策4 品質の確保された農畜産物の生産

①安心・安全な農畜産物の生産

安心・安全を求めるニーズの高まりに対応するため、消費者の本市農畜産物や地域農業への理解と信頼を深める取り組みを推進します。

- 消費者の安心・安全ニーズの高まりに対応するため、各種GAP規範の実践、生産履歴記帳の徹底によるトレーサビリティの構築を促進します。
- 畜産は、安全で新鮮な高品質畜産物の供給を推進します。また、家畜排せつ物の適正な利活用を推進し、周辺環境に配慮した畜産経営ができるよう環境対策や衛生対策を推進します。

②栽培技術の向上による品質確保

本市の農畜産物として品質の安定化を図るため、栽培技術の向上を促進します。

- 土壌分析に基づく土づくり・施肥、栽培講習会や現地研修会などによる栽培技術の高位平準化を推進します。

③ICT（情報通信技術）の導入による品質確保

ICT（情報通信技術）の活用による生産性の向上や農産物の高品質化、差別化を推進します。

- 花き、野菜、果樹、畜産におけるスマート化^{※11}や、植物工場の取り組みなど、担い手のニーズに合わせてICT（情報通信技術）の導入を推進します。

※11：スマート化

◆農業におけるスマート化とは、農業の生産から販売までの各分野において、ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、省力化や精密化などを進め、高い農業生産性やコスト削減、食の安全性や労働の安全等を実現させる次世代農業のことです。

施策5 安定した生産量の確保

①安定生産技術の確立

本市の農畜産物の生産量の安定化を図るため、栽培技術の確立を図ります。

- 「北陸特有の環境条件に即した野菜安定生産技術の開発（平成24（2012）年7月）^{※12}」等の農家への普及を促進し、栽培技術の確立を図ります。

※12：北陸特有の環境条件に即した野菜安定生産技術の開発（平成24（2012）年7月発行）

◆冬季の多雪や重粘土壌等の北陸特有の環境条件を克服した野菜の安定生産技術の開発を目的とし、農林水産省の競争的研究資金「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発」を活用して、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センターにおいて、平成18（2006）～20（2008）年度までに実施されたプロジェクト研究成果を取りまとめたものです。研究成果は、露地野菜栽培での技術開発、施設野菜栽培での技術開発、開発技術の経営評価の3つプロジェクトで構成されます。

②作業ピーク時の労働力確保

重量野菜や果樹など労働集約型作物^{※13}の作業ピーク時の労働力を確保し、生産者の作業負荷軽減により安定した生産量が確保できる体制構築を図ります。

- 担い手農家、小規模な兼業農家、定年帰農者等の地域の多様な農家などが連携し、農作業の受委託や作業ピーク時の労働力の提供等に取り組むなど、地域内での連携強化を図ります。
- 国が進める繁閑期に合わせた労働力の安定確保策の普及促進を図ります。

※13：労働集約型作物

◆いちご、花き、果樹などに代表されるように、栽培に関する作業の大部分を機械化することが困難で、単位面積当たりの労働時間は長くなる分、小規模でありながらも反当たりの農業所得が高い作物のことです。米、麦、大豆など、栽培に関する作業の大部分を機械化することができ、単位面積当たりの労働時間は短い分、反当たりの農業所得が低く、農業機械と採算に合うための広い土地が必要となる作物を土地利用型作物といいます。

施策6 新たな品目・品種への取り組み**①新たな産地形成**

各地域の特産品の掘り起しや消費者ニーズに対応した新たな農産物の生産を推進します。

- 本市の農産物の現状を把握するための掘り起し調査や、掘り起こした農産物の活用方法や商品化の方向性などの検討を進めます。
- 農業普及指導センター等との連携のもと、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を図ります。
- 薬用作物の産地化に向けた、栽培技術の確立に取り組みます。
- 植物工場における薬用植物栽培試験を推進します。

②複合経営^{※14}の推進

米価が下落傾向を示す中、農家の所得安定を目指して、土地利用型作物にとどまらず、労働集約型作物の導入による複合経営を推進します。

- 産地化を目指す特産品は、品質確保とともに一定の生産量が必要であることから、これらに対応可能な生産者を確保・育成します。

※14：複合経営

- ◆米や野菜、果樹、畜産等、二種類以上の作目を組み合わせて生産している農業経営の形態です。農林水産省の定義では、単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額80%以上を占める営農類型）と対比され、農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の60%に満たない営農類型とされています。
- ◆複合経営では、生産要素（土地、労働力、機械・施設等）が、季節に支配される農業においても利用率を高めることが可能になるとともに、副産物の有効利用や地力維持が図れるというメリットがあります。

③花き・花木産地の活性化

本市が誇る花き・花木産地の活性化に向けた取り組みを推進します。

- 品種改良や、高品質切花生産技術の研究に取り組みます。

(3) サブテーマ3：食料基地からの発信

本市の農畜産物は、これまでは市内・県内での流通が主で、首都圏や関西圏などの大消費地では認知度も低い状況です。このため、本市の農畜産物を市外、県外消費者に届け、期待に応える、喜ばれる等、良さを知ってもらう必要があります。

新潟市民の食を支えてきた食料供給地としての役割はこれまでと同様に大切にするとともに、本市の魅力ある農畜産物を、国内をはじめ海外に向けてPRすることで、「新潟市ブランド」を確立し新規販路の開拓・需要拡大を図ります。

【施策の体系】

施策	取り組み
施策7 地産地消の推進	①直売所の利用促進等、市内への販路拡大
	②農畜産物の安定供給
	③消費者のニーズを把握する仕組みの構築
施策8 ブランド化の推進	①品目ごとの特性を踏まえたブランド戦略
	②食と花の都のブランド化
	③農畜産物の高付加価値化
施策9 新たな品目・品種への取り組み	①品目ごとの特性を踏まえた販売戦略
	②農畜産物輸出の促進

【施策の内容】

施策7 地産地消の推進

①直売所の利用促進等、市内への販路拡大

地産地消推進の店^{※15}の認定、学校給食における米や野菜などの地場農産物の利用拡大、各地区で古くから続く市場や直売所の利用促進など、市民に地元で採れる農産物を身近に感じてもらい、安心で安全な市内産農産物の消費拡大を推進します。

- 学校給食における完全米飯給食の継続や市内の食品製造業、宿泊施設、飲食業界、事業所等との連携を図ります。
- 市内産農産物を利用した食にも着目し、伝統野菜を用いた料理や郷土料理の普及に努めます。
- 直売所の整備に対する支援を行うとともに、直売所の情報を発信することで利用促進を図ります。

※15：地産地消推進の店

◆新潟市では、新鮮で安心・安全な市内産の農産物を消費する機会を増やすために、地産地消に積極的に取り組んでいる店を「新潟市地産地消推進の店」に認定しています。平成26（2014）年10月現在、スーパーマーケット、農産物直売所等の小売店が69件、ホテル、レストラン等の飲食店が155件、社員食堂が19件認定されています。

②農畜産物の安定供給

消費者の需要ニーズに応える生産量を安定して供給できる体制づくりを推進します。

- 学校給食、直売所等の供給先が求める出荷時期、品目等の品揃え、価格などのニーズに応えた多品目の生産を図るとともに、農家や生産者団体と供給先の間での契約栽培、多品目周年栽培体制の確立に取り組みます。

③消費者のニーズを把握する仕組みの構築

消費者や利用事業者ニーズに即した作物の選定、導入に向けて、生産者が消費者のニーズを実感するための仕組みの構築を図ります。

- アンケート等による市内の消費者のニーズの把握や中央卸売市場、直売所、量販店等の取引業者等との定期的な情報交換会、商談会等における情報収集などに取り組みます。

施策8 ブランド化の推進

①品目ごとの特性を踏まえたブランド戦略

地元で消費するもの、市外への販売を進めるナショナルブランド^{※16}、生産量は少ないが観光客を誘引できるマグネットブランド^{※16}など、各農畜産物の特性を踏まえて販路の拡大を推進します。

- 全国に向けたブランド品目を目指している「ル レクチエ」、「くろさき茶豆」、「チューリップ」や「越後姫」などロット確保や輸送に課題はあるものの、本市への誘客に貢献が期待できる品目などは、知名度向上を図るため、生産者や関係機関と一体となって試食販売や展示等のPR活動を推進します。
- 品目を選定して生産の組織化に取り組むことで、生産量と品質の安定確保、ブランド競争力の向上を推進します。

※16：ナショナルブランド・マグネットブランド

- ◆ナショナルブランド：全国レベルで認知度と使用頻度が高いと考えられるブランド
- ◆マグネットブランド：観光客を新潟市に誘引する力があると考えられるブランド

②食と花の都のブランド化

市内産の魅力的な農産物や「食と花」のイメージを全国にPRすることで、「新潟市ブランド」の確立を図ります。また、新潟市への来訪者に対するおもてなしによる「新潟市」のイメージ確立を図ります。

- 本市の「食と花」のイメージを確立し、新潟市のイメージのPRを農業と関連して促進します。
- 市外からの来訪者も期待される「いくとぴあ食花」や「アグリパーク」等の「食と花」や農業に関連する施設を活用し、本市の農業に関する情報を発信します。
- にいがた食の陣等の来訪者の多いイベント、農畜産物や加工品の直売イベント、農協や生産者が一体となった試食販売や展示会、本市で開催される大規模な国際会議等で、市民をはじめ、県外や国外からの来訪者に向けて本市の農畜産物の積極的なPRを推進します。

③農畜産物の高付加価値化

安心・安全を前提とした農畜産物の生産だけでなく、6次産業化や農商工連携の推進による農畜産物の高付加価値化を図ります。

- 本市の農畜産物の高付加価値化を図るため、産学官共同研究の推進や、知財の集積、研究者等による高度な技術・研究開発に取り組み、人材育成及び人材ネットワーク形成を図ります。
- 産学官連携による市場に受け入れられる商品の開発を促進します。
- 地場農畜産物を活用した安心・安全かつ機能性を備えた加工食品における新たな機能性表示制度^{※17}の取り組みを促進します。

※17：機能性表示制度

◆食品には、生命維持のための栄養面での働き（栄養機能：1次機能）、食事を楽しもうという味覚・感覚面での働き（感覚機能：2次機能）、生体の生理機能を調整する働き（体調調節機能：3次機能）があります。「機能性食品」の「機能性」は、3次機能（体調調節機能）のことを差し、食品の3次機能に関する表示を機能性表示と呼んでいます。

◆現在、我が国で機能性表示を行うことができるのは、栄養機能食品及び特定保健用食品ですが、平成25（2013）年12月から消費者庁、厚生労働省、農林水産省の3省庁で「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」が進められ、一般健康食品（特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物）の機能性表示を容認する検討報告書が平成26（2014）年7月に取りまとめられました。

施策9 国内の販路拡大・輸出の促進

①品目ごとの特性を踏まえた販売戦略

食と花の銘産品をはじめとした、本市の多種多様な農産物の市外への売り込み及び販路拡大に意欲のある生産者等への支援を推進します。

- 大消費地でプロモーションを展開し、食と花の銘産品等の売り出しを進めます。
- 他産地との差別化を図るため、GAPの取り組みを推進します。
- バイヤー招へいや見本市・商談会への生産者等の共同出展等を促進します。
- 量販店等の取引業者等との定期的な情報交換会、商談会等における情報収集等により、ニーズの把握に取り組みます。

②農畜産物輸出の促進

本市の安心・安全で高品質な農産物の海外における知名度アップと販路開拓の支援を行い、輸出の拡大を図ります。

- 米を輸出する促進体制を整備し、本市産米の輸出拡大を促進します。
- 他産地や商社との連携による輸出を促進します。
- バイヤー招へいや見本市・商談会への生産者等の出展等を促進します。
- グローバルGAPやHALAL^{※18}などの国際認証の取得や地理的表示保護制度^{※19}の活用を検討します。
- 輸出対応型施設整備への支援、輸出環境の整備（検疫条件を満たすための管理・検査等）を支援します。

※18：HALAL（ハラール）

◆ハラールは、「合法的なもの」や「許されたもの」を意味するアラビア語で、「シャリーア（イスラム法）」に則った合法的なものをいいます。ハラールは食品にも適用され、イスラム法上合法的な食品をハラール食品といいます。ハラール認証は原材料、製造工程、製品品質などを審査し、イスラム法上適合製品であることが承認された製品のみに表示することができます。

※19：地理的表示保護制度

◆農林水産省では、地域の自然的特性を活かした方法または伝統的方法により生産・加工された地域に固有の品質・特徴を有する我が国の地域特産品となっている農林水産物や食品について、高付加価値化・ブランド化を一層推進し農山漁村の活性化を図るため、その地域に由来する品質や特徴について適切な評価を与える仕組みとして、地域ブランドの信用を高める「地理的表示保護制度」を導入しました。

基本方針2

意欲ある多様な担い手の確保・育成

〔担い手に関する方針〕

本市の農業は、大規模及び中小規模の専業農家、兼業農家、自給的農家など、多様な担い手により支えられていますが、高齢化や後継者不足などの課題があります。また、これまでは、農地の貸借、作業受委託、集落営農など、地域内での連携により農家の減少に対応してきましたが、今後さらに離農者が増加すると、担い手が農地を引き受けきれなくなる状況が考えられます。

この状況に対応するため、意欲ある担い手が営農を継続する環境を整備し、地域内で農家間の連携体制を確立するとともに、多様な担い手を確保・育成し、また女性の活躍を促進することで持続可能な農業を目指します。

【施策の体系】

施 策	取 り 組 み
施策10 新規就農者・農業生産法人等の確保・育成	①幅広い多様な人材・企業の受入れ促進
	②担い手に育つまでの支援体制の整備
施策11 農業経営の確立	①農家の経営の安定化
	②農地集積・集約化の推進
	③経営の多角化の推進
	④他産業との連携の推進
施策12 農家の連携の強化	①地域複合経営の取り組み促進
	②作業ピーク時の労働力確保・作業省力化の推
	③農業水路等の維持に関する共同作業の促進
施策13 女性農業者への支援	①女性の経営参画に向けた環境整備の推進
	②女性農業者の社会参画に向けた環境整備の推

【施策の内容】

施策10 新規就農者・農業生産法人等の確保・育成

①幅広い多様な人材・企業の受入れ促進

将来にわたって本市の農業の発展を支える担い手となる人材や企業参入の受入れを促進します。

- 都市住民や定年退職者などが農業に参加する機会の確保・拡大を図ります。
- 新規企業参入の受入れ体制の整備を推進します。

②担い手に育つまでの支援体制の整備

新たに農業経営を営もうとする新規就農者に向けて、相談から就農、営農定着まできめ細やかな支援を行います。

- 就農希望者に対して、農地については農業委員会による斡旋や農地中間管理機構^{※20}による貸借を行い、技術・経営面については、普及指導センターや農業協同組合による重点的な指導を行うなど、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

※20：農地中間管理機構

◆農業者の高齢化の進行や耕作放棄地の増加等の状況を打破し、力強い農業を作っていくために、国では、今後10年間で、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）の農地利用が全農地の8割（現状（平成22（2010）年）は5割）を占める農業構造の実現を目指しています。そのため、担い手への農地の集積・集約化を加速化する目的で各都道府県に農地中間管理機構（農地集積バンク）が創設されました。

◆農地中間管理機構は、農地の出し手から農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行います。また、借り受けた農地を農地として維持・管理するとともに、耕作放棄地についても一定ルールのもとに借り受ける対象としているため、耕作放棄地の解消や発生抑制も期待されています。

施策11 農業経営の確立

①農家の経営の安定化

農家の経営安定化のための支援の推進を図り、担い手が今後も長く営農を続けられる環境づくりを進めます。

- 意欲のある農家については、対外的な信用力の向上などの利点を踏まえて、法人化への移行を促進します。
- 水田農業と園芸を組み合わせた個別複合経営等による経営の安定化に向けた支援を行います。

②農地集積・集約化の推進

地域の話し合いにより合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び集約を進め、規模拡大を図るとともに効率的な土地利用を図ります。

- 農業委員会や農地利用集積円滑化団体との連携により、意欲ある農家の掘り起しを促進し、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業^{※21}を活用して担い手への農地集積を促進します。

※21：農地利用集積円滑化事業

- ◆農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成21（2009）年12月に施行された改正農地法により創設（農業経営基盤強化促進法に措置）された「農地所有者代理事業」「農地売買等事業」「研修等事業」の3事業のことです。
- ◆農地利用集積円滑化事業を行う主体（実施主体）を農地利用集積円滑化団体といいます。農地利用集積円滑化団体になることができるのは、市町村、市町村公社、農協、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等で、新潟市には6団体あります。

③経営の多角化の推進

農畜産物の生産の他、個別複合経営や加工等にも取り組む個別経営体の6次産業化による農業経営の多角化を推進します。

- 加工食品供給、地場農畜産物販路拡大のための新たな事業展開について、機械・施設整備等の支援を行います。

④他産業との連携の推進

他産業との連携により、6次産業化・農商工連携を進め、地域ビジネスの展開を促進します。

- 商工業者や女性グループなど多様な主体の参画による6次産業化への支援を行います。
- 農産物の付加価値向上、ブランド化から6次産業化・農商工連携を目指す農家の支援施設である「農業活性化研究センター」（平成25（2013）年開設）や食品加工技術や新商品のテストマーケティングなどの支援を行う「アグリパーク（食品加工支援センター）」（平成26（2014）年開設）を活用し、農業者の研究・開発から販路拡大まで幅広く支援します。
- 農産物加工に関するセミナーや補助事業などの支援及び食の技術コーディネーターや専門人材を活用した相談業務を継続して実施します。

施策12 農家の連携の強化

①地域複合経営^{※22}の取り組み促進

地域及び営農の実態に応じた地域複合の取り組みを推進するとともに、体制が整ったものについては法人化への誘導を図ります。

- 地域内で作業ピークの異なる作物を栽培する農家間で、労働力提供、農地の貸借、機械利用等において連携を図る、地域複合経営を促進します。
- 地域での話し合いのもとオペレーターの育成、作業受委託を促進します。

※22：地域複合経営

- ◆地域の中で個別経営が連携し、土地、労働力、機械・施設等の農業資源を有効に利活用する地域農業の仕組みのことです。
- ◆ある部門・作目に専門化した農家群と、これに関連する別の部門・作目に専門化した農家群が、経営的にはそれぞれ独立しながらも、生産・技術面で相互に補完・補合することにより専門化と複合化の利益をともに享受し、一定の地域の中で様々な経営的課題を解決していく仕組みで、このような取り組みから農業団体・法人へと発展することもあります。

②作業ピーク時の労働力確保・作業省力化の推進

生産者の作業負荷軽減・作業の省力化を図り、長く農業が続けられる環境づくりを推進します。

- 担い手農家、小規模な兼業農家、定年帰農者、土地持ち非農家等の地域の多様な農家などが連携し、農作業の受委託や作業ピーク時の労働力の提供に取り組むなど、地域内での連携強化を図ります。
- 生産現場におけるスマート化への取り組みなど、担い手のニーズに合わせてICT（情報通信技術）の導入を推進します。

③農業水路等の維持に関する共同作業の促進

農業用排水路や農道等の管理・保全活動を農家をはじめ、住民、関係団体、行政の参画により地域が一体となった活動を進めます。

- 多面的機能支払交付金^{※23}に対応した活動を支援します。

※23：多面的機能支払交付金

◆多面的機能支払交付金とは、農業者及び農業者以外の地域住民や自治会等により構成される団体が行う、水路の泥上げや農道の補修など農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して農林水産省が支援する交付金です。

◆平成19（2007）年4月から「農地・水・環境保全向上対策」として支援が始まり、事業制度の変更により平成24（2012）年から「農地・水保管理支払交付金」、平成26（2014）年から「多面的機能支払交付金」という名称で支援が継続され、平成27（2015）年度には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度になります。

施策13 女性農業者への支援

①女性の経営参画に向けた環境整備の推進

女性が活躍しやすい環境を整備し、女性の経営参画を推進します。

- 各種研修会や会合等の機会を設け、生産・経営に関する知識・技術の習得を支援するとともに、経営者としての意識の醸成を図ります。
- 家族経営協定の締結により女性の経営参画を推進します。
- 農産物加工、販売などの女性の起業活動を支援します。

②女性農業者の社会参画に向けた環境整備の推進

- 農業に関する検討会や委員会への女性登用を進めるとともに、農業関係団体の役員登用などを促進します。
- 農村地域生活アドバイザーなどの女性リーダーの育成に努めます。

基本方針3

力強い農業生産基盤等の整備・保全

〔農業生産基盤に関する方針〕

本市の農地は、排水対策の実施など土地改良により低湿地を克服した先人から引き継がれてきた貴重な財産です。農地や農業水利施設を整備することで、海拔ゼロメートル地帯という不利な条件を克服し我が国有数の穀倉地帯を確立してきました。

今後、離農者の増加により農地の流動化が進む中、本市の財産である広大な農地を適正に維持・保全し、経営規模の拡大と生産性の向上等を通じた競争力強化と、本市の農業を支える農業水利施設の適切な更新・保全管理による市域の強靱化を目指します。

- サブテーマ1：優良農地の確保
- サブテーマ2：農業水利施設の整備・保全管理

(1) サブテーマ1：優良農地の確保

農業生産力を維持し農業経営の安定を図るためには、本市の多様な農産物の生産基盤である農地を保全し、積極的に活用することが必要不可欠です。

このため、農業振興地域整備計画に基づき、農地を適正に維持・保全するとともに、新技術の導入なども考慮して優良農地の整備促進を図ります。

【施策の体系】

施策	取り組み
施策14 農地の保全・活用	①農業振興地域整備計画の管理
	②農地流動化の促進
	③農地の維持・活用
	④耕作放棄地の解消
施策15 優良農地の整備促進	①ほ場整備の推進
	②農地の高度な活用
	③末端排水路のきめ細やかな整備

【施策の内容】

施策14 農地の保全・活用

①農業振興地域整備計画^{※24}の管理

農業振興地域整備計画等の適正な運用により、長期的な視野に立ち優良農地の確保を図ります。

- 農業振興地域整備計画の適正な管理や農地転用許可制度を適正に運用するとともに、都市計画法や企業立地促進法など他法令に基づく土地利用の調整を図ります。

※24：農業振興地域整備計画

◆農業振興地域整備計画とは、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画です。農業振興地域整備計画の中で定めている農用地利用計画は、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途を指定している計画です。

②農地流動化の促進

農地の集積・集約を推進し、農地の生産性の向上を図ります。

- 農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用して、認定農業者等への利用集積、連坦したほ場としての面的な集約を推進します。

③農地の維持・活用

生産体制の強化、担い手の確保を図り、現在利用されている農地について、これからも農地として維持・活用を図ります。

- 農産物のブランド化や安心・安全な農産物を生産する体制を確立し、園芸産地の強化・育成を進め、担い手が規模拡大や新規参入しやすい条件を整えます。
- 農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用し、担い手等へ円滑に引き継がれるよう努めます。
- 農業者をはじめとした地域住民による農地、農業生産基盤の維持・保全活動を支援します。

④耕作放棄地の解消

担い手の確保や、農地の情報の提供、農業生産基盤の整備により耕作放棄地の解消を図ります。

- 農地中間管理機構への貸付けを促進し、農地利用の増進を図ります。
- 空き農地情報を新規就農希望者や規模拡大を希望する農業者等に提供することで、空き農地の有効活用を図ります。
- 条件不利地における農業生産基盤の整備を推進します。

施策15 優良農地の整備促進

①ほ場整備の推進

担い手への農地の利用集積の効果的な推進や生産性の向上を図るため、地域の農家の同意のもと、ほ場整備を推進し次世代の担い手に引き継ぎます。

- 意欲ある担い手によるスケールメリットを活かした農業経営が展開できるよう、可能な限り大きな区画の整備を推進します。
- ほ場整備を契機とした担い手の育成と担い手への農地の利用集積を、関係機関との連携のもと、支援事業を活用して一体的に推進します。
- 砂丘畑の農業生産基盤の整備が遅れており、機械化への対応・労働生産性の向上を図るため、区画整理・農道整備を中心とした整備を推進します。

②農地の高度な活用

排水条件の整備を行いほ場の汎用化を進め、麦・大豆等の作付けを拡大した水田の有効活用を図ります。

- 暗渠排水と地下かんがいを両立し、水位の適正管理や自動化等の省力化を図るとともに、作業の省力化に向けてICT（情報通信技術）の導入を推進します。

③末端排水路のきめ細やかな整備

競争力のある農業を展開するため、意欲ある担い手が今後も長く営農を続けられるよう、きめ細かい整備を行います。

- 排水不良をなくし水田の汎用化を図るため、末端排水路の未整備地区において、「4時間以上の湛水がない」という条件での施設整備を推進します。

(2) サブテーマ2：農業水利施設の整備・保全管理

本市には、用排水路や揚排水機場などの農業水利施設が整備され、地域の農業を支えるとともに洪水被害からも地域を守ってきました。これらの施設の多くは経年変化のため機能が低下し、補修時期を迎える施設が増加しています。また、農家の減少、高齢化により、農家の共同作業が支えてきた水利施設等の維持管理が困難になってきています。

こうしたことから、農業水利施設の適切な保全管理を行い、安定的な用水の供給や排水など農業生産基盤及び地域の排水機能を担う重要な機能の保全を目指します。

【施策の体系】

施 策	取 り 組 み
施策16 施設老朽化に対する効率的な保全対策	①ストックマネジメントの推進
施策17 低平地を支える農業農村整備の推進	①農業農村整備事業の推進

【施策の内容】

施策16 施設老朽化に対する効率的な保全対策

①ストックマネジメント^{※25}の推進

農業生産の基礎となる広域に及ぶ農業水利施設を効率的に活用するため、ストックマネジメントを推進します。

- 今後、補修時期を迎える農業水利施設が増加することから、地域共同等により現施設を適切に管理するとともに、適時の施設診断や予防保全対策に取り組み、施設の長寿命化を図り、費用を削減する対策を実施します。

※25：ストックマネジメント

- ◆農業水利施設のストック（既存の施設）をマネジメント（適正な管理）することです。
- ◆基幹的な農業水利施設の多くは、戦後に集中的に整備され、近年、老朽化等により更新を必要とする時期を迎える施設が増加してきています。施設が使いなくなってから新たに同じものを建設するのは効率が悪く、また経済的負担も非常に大きいものとなります。このため、ストックマネジメントにより、①劣化状況等の診断を行い、②診断に基づいた対策方法（機能保全計画・施設長寿命化計画）を策定し、③これらの計画に基づいた対策工事等を一貫して行います。これにより、既存の農業水利施設を有効活用するとともに、施設の長寿命化を図ることができ、コスト縮減とともに、数多くある農業水利施設の更新の集中化も避けることができます。

施策17 低平地を支える農業農村整備の推進

①農業農村整備事業の推進

市内の約3割が低平地である条件不利地でありながら、基幹水利施設の整備により本市の農業は目覚ましい発展を遂げました。今後も、農業の持続的な発展のため、農業水利施設の整備を促進します。

- 排水機場や排水路等の整備を計画的に実施します。

基本方針4 魅力ある田園環境の創出 〔農業と環境の共生に関する方針〕

本市は、豊かな自然環境や広大な農地を有する田園と高次都市機能の集積が進む都市とが調和・共存した、他市町村にはない特徴を有する「田園型政令市」です。この新潟市らしさを今後も維持するためには、農業・農村のもつ機能を保全するとともに、積極的に活かしていく必要があります。

環境への負荷をできるだけ与えない営農を続けるとともに、農業の多面的機能のさらなる発揮により田園の魅力を高めるように配慮することで、これからも都市と農村が活発に交流する、魅力ある田園環境の創出を目指します。

- サブテーマ1：環境にやさしい農業の推進
- サブテーマ2：多面的機能のさらなる発揮

(1) サブテーマ1：環境にやさしい農業の推進

本市では、環境保全型農業の栽培面積は年々増加傾向にあるなど、環境に優しい農業への意識が高まっています。また、全国的にも環境への負荷を与えないような営農や資源循環の取り組みが浸透してきており、本市においてもさらに推進する必要があります。

このため、本市の基幹産業である農業においては、環境への負荷を与えないような営農、資源の循環利用により、自然環境にやさしい地域づくりを目指します。

【施策の体系】

施策	取り組み
施策18 環境保全型農業の推進	①環境への負荷の少ない農業の推進
施策19 環境に配慮した整備の推進	①景観・自然に配慮した用排水路整備
施策20 資源循環型社会の形成	①資源の循環利用・バイオマスの利活用推進

【施策の内容】

施策18 環境保全型農業の推進

①環境への負荷の少ない農業の推進

有機資源を循環利用した土づくりを基本に、生産性を維持しながら、環境への負荷の少ない農業を推進します。

- 化学合成農薬・化学合成肥料の使用の5割低減の取り組みを推進します。また、堆肥の施用や有機農業等、環境への負荷低減や生物多様性保全に効果の高い取り組みを推進します。

施策19 環境に配慮した整備の推進

①景観・自然に配慮した整備

農道や水路などの基幹的農業施設の整備から末端の地域資源の保全管理に至るまで、環境との調和に配慮した整備を推進します。

- 新潟市農村環境計画（平成24（2012）年3月）^{※26}の基本方針である「新潟らしい自然環境の保全と景観の創出」、「環境に優しい農業の持続的発展」、「社会が求める農村と都市の互恵づくり」を基本とし、エリアごとに定められた配慮事項に留意します。

※26：新潟市農村環境計画（平成24（2012）年3月策定）

◆本計画は、農村と都市がつむぎ合い、白鳥と共生する「田園文化都市」を目指し、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を進める指針となる計画です。今後の農業・農村づくりの基本原則となる目標や方針と各種対応策を示したものです。

施策20 資源循環型社会の形成

①資源の循環利用・バイオマスの利活用推進

稲わら、もみ殻、家畜排せつ物等、地域内資源の循環利用を推進し、バイオマス^{※27}を利用する取り組みを進めます。

- 地域の畜産農家で作られる堆肥を使用し、水田へ堆肥を散布する資源循環型農業を推進します。
- もみ殻や間伐材等の田園資源を燃料として有効活用を図るなど、バイオマス利活用の取り組みを推進します。
- 農業水利施設等を利用し、再生可能エネルギー^{※28}導入を推進します。

※27：バイオマス

◆バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼びます。

◆バイオマスには、稲わら、麦わら、もみ殻等の農業系バイオマス、林地残材、果樹剪定枝、廃材等の木質系バイオマス、牛、豚、鶏等の畜産排せつ物の畜産系バイオマス、生活系・事業系ごみ等の食品系バイオマス、下水汚泥等の汚泥系バイオマス、トウモロコシやさとうきびなどの資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）があります。

※28：再生可能エネルギー

◆再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱や、その他の自然界にある熱、バイオマス等、自然の力や廃棄物を活用するため、枯渇する心配がなく繰り返し使うことができ、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーです。

(2) サブテーマ2：多面的機能のさらなる発揮

本市の農業・農村は、食料等の農畜産物を供給するという基本的な役割に加え、農業生産活動による農地の保水効果や土壌流出防止効果、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面的機能を有しており、市民生活にも関わる重要な役割を果たしています。

今後、農業・農村が持つ多面的機能のさらなる発揮に向けた取り組みを推進します。

【施策の体系】

施策	取り組み
施策21 防災機能の向上	①農地・排水施設の防災機能の向上
施策22 魅力ある田園集落づくりの推進	①魅力ある田園集落づくり
	②豊かな自然の保全と創出
	③文化の継承

【施策の内容】

施策21 防災機能の向上

①農地・排水施設の防災機能の向上

本市は低平地が多く、農業用排水機場の常時排水などによって都市部の生活は守られているものの、水害の被害を受けやすい地形にあるため、近年の自然災害に対応すべく、農地の持つ防災機能を活用し、災害に強いまちづくりを推進します。

- 排水機場や排水路等の整備を通じて、排水機能を高め、農地や市街地の浸水被害の軽減を図ります。
- 農家の協力による田んぼダム^{※29}の取り組みを支援します。大雨の時に雨水を一時貯留し下流及び周辺に徐々に流すことにより、洪水の防止・軽減が図られます。

※29：田んぼダム

- ◆田んぼダムとは、田んぼがもともと持っている水を貯める機能を有効利用し、大雨が降ったときに田んぼに一時的に水を貯めることで洪水被害を軽減する取り組みです。ゼロメートル地帯が広がり常時機械排水に頼る本市では、集中豪雨の発生等により洪水被害が拡大する可能性があり、このような洪水被害から宅地や転作田などの農地を守るためには、河川の排水量の集中を避ける必要があります。田んぼダムの取り組みにより、広大な水田地域から雨水をゆっくり排水することにより、大きな洪水軽減の効果が期待できます。
- ◆新潟県村上市（旧神林村）で、平成14（2002）年度に全国に先駆けて取り組みが始まりました。

施策22 魅力ある田園集落づくりの推進

①魅力ある田園集落づくり

農村地域で快適な生活が営め、住み続けたい、住んでみたいと思えるような魅力ある田園集落を目指します。

- 集落道、排水路、農村公園等の生活環境施設の整備を推進します。
- 四季折々の草花やハザ木、屋敷林などの農村景観を保全する活動を支援します。
- 農村景観や農家の生活など、本市の農業・農村の魅力に関する情報を全国に発信します。

②豊かな自然の保全と創出

信濃川・阿賀野川等の河川、福島潟・鳥屋野潟・佐潟等の潟湖、巻・岩室の山地、新津丘陵の里山など、豊かな自然環境を保全するとともに、産学官民連携による取り組みにより自然環境の質の向上を図ります。

- 水質の改善や四季を通じて水鳥や水生生物が生息できる環境を創出するため、環境用水の導入を推進します。
- 農業水路におけるビオトープの整備や休耕田を利用した疑似湿原の形成等により、河川や潟湖、里山等の自然地のネットワーク化を図り、生態系の保全と創出を推進します。

③文化の継承

稲作文化を基盤に育まれてきた新潟市の農村の伝統文化を、集落内の世代間交流、農村・都市交流などの多様な交流活動を通じて次世代に継承する活動を推進します。

- 農村の伝統的な技術や文化・景観を次世代へ継承する活動を支援します。
- 農業・農村における体験活動、保全活動を行う市民団体等の取り組みを支援します。

本市では、田園部と都市部が隣接するという地理的特性を活かした農業が展開されています。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農畜産物の供給という役割に加え、農業体験の場、潤い・安らぎなどの田園空間、自然環境とのふれあい等、農業を身近に楽しめる場を提供しています。このような地理的条件を活かし、いくとぴあ食花やアグリパークなど、食と農に触れ、親しみ、学ぶ施設を積極的に活用するとともに、本市が誇る食や花の魅力を活用した食育・花育を推進することで、生産者と消費者が交流し相互理解を深め、市民や来訪者が農のある暮らしを楽しむことを目指します。

【施策の体系】

施策	取り組み
施策23 食育・花育の推進	①食育の推進
	②花育の推進
施策24 農村・都市交流の推進	①都市型グリーン・ツーリズムの推進
	②市民農園等の取り組み推進
	③農業サポーターシステムの推進
	④地域を支えるサポーターづくり
施策25 教育ファームの推進	①「新潟発 わくわく教育ファーム」の推進

【施策の内容】

施策23 食育・花育の推進

①食育の推進

本市で生産される米や食材を活かした日本型食生活を柱とする「にいがた流食生活^{※30}」の実践に向けた取り組みを推進します。

- 食育・花育センターを拠点に季節の料理教室や食事バランスガイド、食材の基礎知識を楽しみながら学ぶ企画講座、各種体験プログラム等を提供します。
- 食育の日、食育マスターを活用し、地域や学校での身近な食育活動を推進します。

※30：にいがた流食生活

◆本市では、新潟で生産される米、野菜、果物、魚など新鮮で多様な食材を組み合わせた「日本型食生活」の実践など、大生産地と大消費地が近接する本市の特色を生かし、生産者と消費者の積極的な交流を通じた信頼関係に基づく健全な食生活を「にいがた流食生活」として提唱し、新潟市食育推進計画（平成19（2007）～23（2011）年度）の施策の柱として進めています。

②花育^{※31}の推進

花の大産地であることを活かし、日常生活のなかで「花や緑」を育むことを通じて、心身の健康づくり、花のある暮らしづくり、大好きなふるさとづくりを推進します。

- 食育・花育センターを拠点に新潟の花の紹介や季節に応じた花育イベントを開催し新潟市の「花や緑」の魅力を発信します。
- 花育の日、花育マスター^{※32}を活用し、地域や学校での身近な花育活動を推進します。

※31：花育

◆花育とは、「花や緑の多様な機能に着目し、花や緑を教育や地域活動等に取り入れる取り組み」を指し、「食育」「木育」に続く教育的な要素を盛り込んでいます。

※32：花育マスター

◆本市では、花や緑に関する専門家を「新潟市花育マスター」として登録し、学校、職場、市民団体等が行う花育活動へ講師、インストラクター等として派遣しています。花育マスターには、花、樹木、ガーデニング、アロマセラピーなどさまざまな専門分野の専門家がいます。

施策24 農村・都市交流の推進

①都市型グリーン・ツーリズム^{※33}の推進

本市の農業・農村の魅力を広く知っていただくとともに、農を契機とした交流人口の拡大や農村地域の活性化を目指し、来訪者や市民に年間を通じて農村体験の機会を提供します。

- 「にいがたグリーン・ツーリズムセンター」との連携を図り、地域ぐるみでの受け入れ体制の整備やグリーン・ツーリズムに携わる人材の確保・育成を支援します。
- いくとびあ食花やアグリパークなどの拠点施設を活用するとともに、「グリーン&ブルーツーリズムガイド」などによる情報発信を積極的に行います。

※33：グリーン・ツーリズム

◆グリーン・ツーリズムとは、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のことです。グリーン・ツーリズムによる都市と農山漁村の交流は、都市住民に「ゆとり」と「やすらぎ」のある生活をもたらします。グリーン・ツーリズムによって、郷土食や伝統文化、里山や森林や海等を通じて農山漁村の魅力を再発見し、その魅力を活用することで、農山漁村の活性化にも重要な役割を果たします。

②市民農園等の取り組み推進

市民が野菜や花の栽培を通じて、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めてもらうことを目的として開設している市民農園等の利用を促進します。

- 市民農園、体験農園の積極的なPRを行い、利用促進を図ります。
- 収穫農園（市民ランド）の対象作物や開催内容の充実を図り、より多くの消費者の参加を促進します。

③農業サポーターシステム※34の推進

生産者と消費者との交流と相互理解の構築を図るため、市民がボランティアで農家の農作業を手伝う農業サポーターシステムを推進します。

- 受入農家及び農業サポーターが取り組みやすい環境づくりを行い、活動実績の拡大を図ります。

※34：農業サポーターシステム

- ◆農業サポーターシステムとは、農作業をしたい、園芸や野菜づくりを学びたい、健康づくりをしたいと考える市民が農業サポーターとして登録し、消費者と交流したい、農業に理解を持って欲しいと考える農家の農作業をボランティアで手伝うシステムです。
- ◆本市では、平成19（2007）年度から、農家で農作業を手伝う農業サポーター（ボランティア）制度を実施しています。

④地域を支えるサポーターづくり

新潟に縁のある都会の人達が新潟市を「いなか」として感じ、新潟市に来てもらう、市内産農産物を買ってもらう、情報を発信してもらうなどのサポートにより、新潟市を支えてもらう仕組みづくりを推進します。

- 新潟市サポーターズ倶楽部などの活動団体との連携強化を図ります。
- 市内産農産物のオーナー制度を推進します。
- ふるさと新潟市応援寄附金（いわゆる“ふるさと納税”）のPRを図ります。

施策25 教育ファームの推進

①「新潟発 わくわく教育ファーム※35」の推進

子どもたちや市民が農業や食の体験を通じ、本市が誇る農業や食に対する理解を深め、ふるさとへの愛情や誇り、生きる力を培うとともに、農業を活性化する「新潟発 わくわく教育ファーム」を推進します。

- 農業体験と学校の授業を結びつけた農業体験学習である「アグリ・スタディ・プログラム」を推進します。
- 学校における米作り体験を通じて、米を中心とした日本型食生活の普及を図る学校教育田を推進します。
- 食育と農業体験を併せた「生ごみリサイクル野菜づくり」を推進します。
- 農業体験を通じた障がい者への癒しや心のケアなどに取り組む場の提供を行います。
- 地域の農家と連携した農業体験を推進します。

※35：新潟発 わくわく教育ファーム

- ◆本市では、農業体験を通して農業や食に対する理解を深め、ふるさとへの愛情や誇りを培ってもらう「新潟発 わくわく教育ファーム」を進めています。その中心となる「アグリ・スタディ・プログラム」は、教育委員会と農林水産部が連携した農業体験学習プログラムで、授業の中で子どもたちが知識と体験を結び付け、自らの「生きる力」に変えていくことを目指しています。

第5章

農業構想における目標





農業構想における目標

本構想では、将来の「食と花の都」の指標と目標を次のように設定します。

基本方針	内容	現状 平成25 (2013)年	目標数値 平成34 (2022)年
基本方針1 競争力のある 食と花の確立	水稲作付面積	24,500ha	24,500ha
	うるち米1等米比率	78.1%	90%
	学校給食における地場農産物（野菜・果物・きのこ）の利用割合	25.2%	30%
基本方針2 意欲ある 多様な担い手の 確保・育成	認定農業者への農地集積率	54.29%	85%
	新規就農者数	66人	70人
基本方針3 力強い 農業生産基盤等 の整備・保全	市管理農業用排水機場の長寿命化 対策工事の実施数	0機場	10機場
	圃場整備率	48.9%	60%
基本方針4 魅力ある 田園環境の創出	多面的機能支払の取り組み率	62.5%	95%
	主食用水稲作付面積に占める化学 合成農薬・化学合成肥料を5割以 上削減した栽培面積の割合	34.4%	50%
	田んぼダムの面積	5,000ha	6,000ha
基本方針5 食と花の理解を 深める農のある 暮らしづくり	農業サポーター活動人数 (延べ活動日数)	延4,621日	延6,500日
	教育ファーム（農業体験）取り組 み小学校割合	86.7%	各年100%

※農産物の生産に関する指標については目標年における気象状況等が影響する場合があります。

※認定農業者への農地集積率と新規就農者数については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しと合わせて精査します。

第1章

第2章

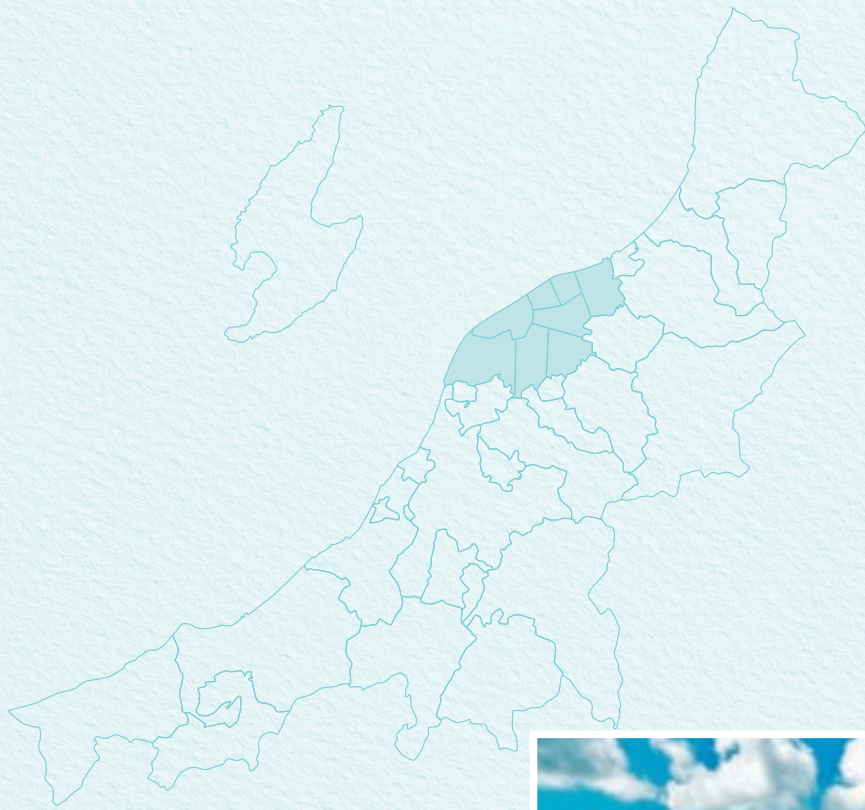
第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



第6章

區別展開





区別展開

6.1 振興方策のあり方

ここでは、本市の行政区を基礎とする6つ^{*}の地域毎に、農業・農村の現状と課題及び地域の振興方策を明らかにします。

なお、「第4章 農業構想の実現方策」で記載した取り組みは、「食と花の都」の共通課題として全区共通で取り組むものとし、区別の展開では、特に地域毎の特徴的な取り組みを記載しています。

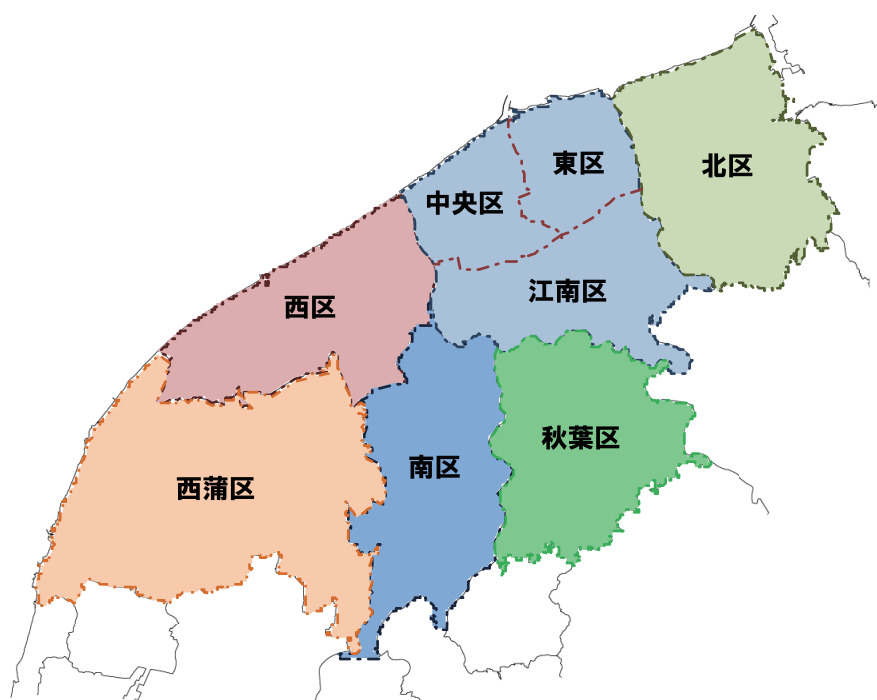


図6.1-1 本市の行政区域

※本市は、北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区の8つの行政区があります。
東区及び中央区については、他区に比べ農地が少なく、また地形が、信濃川・阿賀野川・小阿賀野川に囲まれた輪中地域として江南区と連坦した環境にあることから、1地域として取り扱い計6地域としました。

6.2 区別展開

(1) 北区

地域の特性と課題

- 福島潟や海岸保安林内の海辺の森、濁川の農業体験施設（市民農園）など交流資源が豊富です。
- 福島潟自然文化祭やキテ・ミテ・キタクを通じて、都市と農村の交流が行われています。
- 海拔0m以下の農地が存在し、集中豪雨時には湛水被害も発生しやすい条件にあります。また、砂丘畑の農業生産基盤の整備が遅れています。
- 米を中心に、露地野菜、果樹、施設園芸、花き等、多種多様な作物が栽培される都市近郊型の産地です。海岸砂丘地帯ではスイカ、メロン等の生産が特徴的です。
- トマトとなすは県下一の出荷量を誇ります。
- 阿賀野川、新井郷川、福島潟、農業用排水路などの水辺空間や海岸林は、都市の中に豊かな自然環境を創出する空間であり、貴重な生物資源を保全する機能も担っています。
- 水害に対する防災対策並びに農業用水の確保が、地域の重要な課題でした。また、都市化の進んでいる農村地域においては、用排水路の水質が悪化しています。

農家数・人口

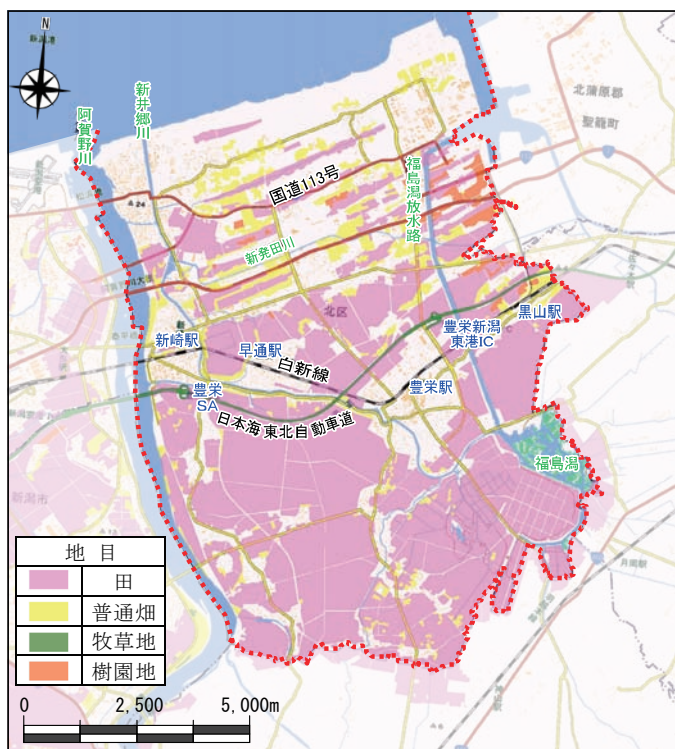
■ 総農家数：1,992戸	■ 土地持ち非農家：1,369戸								
■ 農業就業人口（販売農家）：3,069人									
<table border="1"> <tr> <th>専業</th> <th>第1種兼業</th> <th>第2種兼業</th> <th>自給的</th> </tr> <tr> <td>309戸</td> <td>346戸</td> <td>868戸</td> <td>469戸</td> </tr> </table>	専業	第1種兼業	第2種兼業	自給的	309戸	346戸	868戸	469戸	
専業	第1種兼業	第2種兼業	自給的						
309戸	346戸	868戸	469戸						

出典：「2010年世界農林業センサス」農林水産省

主要作物

米、大豆、だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、たまねぎ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、メロン、すいか、えだまめ、日本なし、ぶどう、トルコギキョウ・キクの切花、いちご、さつまいも、アイリス・チューリップの球根、肉用牛、採卵鶏 等

※主要作物の太字下線：流通市場（卸売市場）で認知されているもの及び県の認定産地・特約産地



● 経営耕地面積
(平成22(2010)年度・販売農家)

経営耕地面積 (ha)	4,345
田	3,847
畑	466
樹園地	32



農業・農村の振興方策（地域の特徴的な取り組み）

1 競争力のある食と花の確立〔生産・販売に関する取り組み〕

- 米づくりを基幹としながら、高度かつ集約的な作付け作目体系を組み合わせた複合経営（大豆、野菜、花き等）の推進
- 高品質・高付加価値を有する農畜産物の栽培技術の検討及び加工品の開発
- 花きの面積拡大と新品種の導入
- 畜産の品質と生産性の向上

2 意欲ある多様な担い手の確保・育成〔担い手に関する取り組み〕

- 集落の話し合いと農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積の促進
- 野菜、切花の生産農家の確保と栽培規模の拡大
- 6次産業化や農商工が連携した特産品開発による農業所得の拡大
- 新規就農者の確保・育成のための相談窓口の設置

3 力強い農業生産基盤等の整備・保全〔農業生産基盤に関する取り組み〕

- 阿賀野川右岸地区等のかんがい排水施設整備の推進
- 砂丘畑については、総合的な農業生産基盤の整備を検討
- 水田地帯の大区画化による中・大型機械に対応した整備
- 中・大型高性能機械に対応した農道の整備を検討

4 魅力ある田園環境の創出〔農業と環境の共生に関する取り組み〕

- 農村生活基盤及び農業生産基盤を水害から守るための排水施設及び防災体制の整備の促進
- 農業用排水と家庭排水の分離、公共下水道の整備
- 豊かな自然環境と景観や伝統文化に調和した農村集落の形成
- 生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動の推進
- 保安林を活用した新産業の創出と間伐材のバイオマス利活用の推進

5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり〔多様な体験と交流に関する取り組み〕

- 阿賀野川や福島潟、農業用排水路等の親水化整備とネットワークロードの形成
- 農業体験施設（市民農園）等を通じた都市と農村の交流の促進
- ビュー福島潟、潟来亭周辺の景観を活かした活動の展開

(2) 中央・東・江南区

地域の特性と課題

- 「にいがた食の陣」、「食と花の世界フォーラム」などの食と花のイベントを通じて、都市と農村や生産者と消費者の交流が図られています。
- 亀田の「三・九の市」は、320年の伝統を持つ定期市です。
- 水稲単作経営と、米を中心に野菜、果樹、畜産、球根、きのこ等の複合経営を主力とする農業経営が展開されています。果樹では、日本なし、うめの産地であり、近年は、チューリップ、長いもも有名です。また、酪農家の多い地域でもあります。
- 水田のほ場整備率が低い地区も存在します。
- 豪農伊藤家の邸宅を博物館とした北方文化博物館のほか、サンバイシ神楽や船戸山神楽などの伝統芸能、信濃川・阿賀野川・小阿賀野川、鳥屋野潟などの自然資源があります。
- 水田、チューリップ畑、自然堤防上の集落と一体となったなし畑、住宅地のうめ畑が美しい農村景観を形成しています。
- 信濃川・阿賀野川の二大河川に挟まれた最末流地帯で海拔0m以下の農地が存在し、また市街地周辺の住宅開発の進展により生活排水の増加が見られるなど、台風や豪雨の際に水害に弱い側面があります。その他、都市化の進んでいる農村地域においては、用排水路の水質が悪化している所も見られます。

農家数・人口

■ 総農家数：2,366戸

■ 専業 376戸	■ 第1種兼業 458戸	■ 第2種兼業 917戸	■ 自給的 615戸
--------------	-----------------	-----------------	---------------

■ 土地持ち非農家：1,424戸

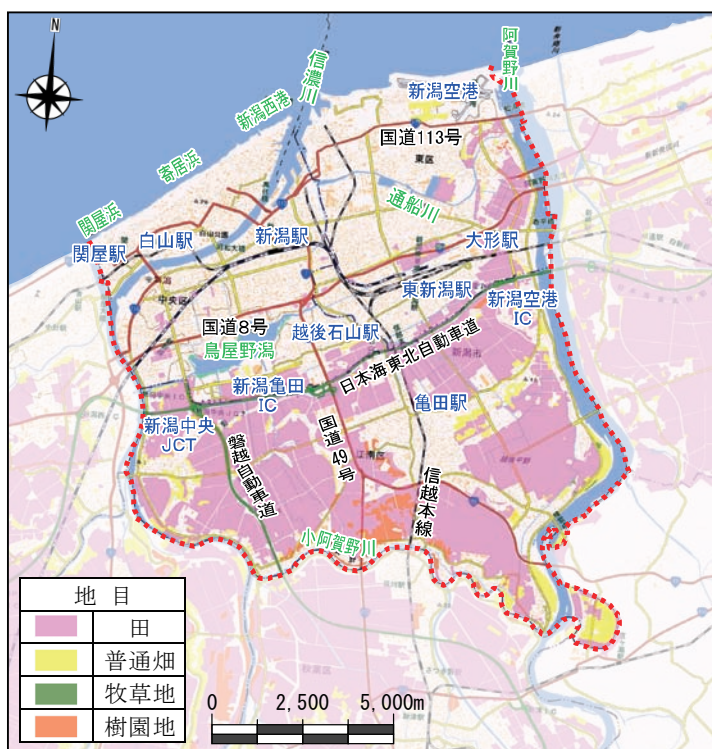
■ 農業就業人口（販売農家）
：3,396人

出典：「2010年世界農林業センサス」農林水産省

主要作物

米、大豆、だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、長いも、たまねぎ、はくさい、女池菜、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、きゅうり、なす、十全なす、トマト、スイートコーン、いちご、えだまめ、日本なし、西洋なし、うめ、ぶどう、ゆり・キクの切花、アイリス・チューリップの球根、キク、乳用牛 等

※主要作物の太字下線：流通市場（卸売市場）で認知されているもの及び県の認定産地・特約産地



● 経営耕地面積

(平成22(2010)年度・販売農家)

経営耕地面積 (ha)	
田	4,336
畑	3,874
樹園地	348
	114



農業・農村の振興方策（地域の特徴的な取り組み）

1 競争力のある食と花の確立〔生産・販売に関する取り組み〕

- 米づくりを基幹としながら経営規模の拡大と、都市近郊の立地条件を活かした米と大豆・転作野菜、果樹、花き、畜産等の複合経営を推進
- 長いも、キャベツ、スイートコーン、ごぼう、ねぎ、たまねぎ、女池菜、なす、えだまめ、そらまめ、切花等の産地強化及び新品目の導入と産地の形成
- チューリップの特産地としての強化
- 広域的ななしの産地形成と「新潟地区なし広域選果施設」の有効利用
- 酪農の強化、ブランド育成

2 意欲ある多様な担い手の確保・育成〔担い手に関する取り組み〕

- 6次産業化及び農商工連携の推進による農産加工品の開発等の産地づくり

3 力強い農業生産基盤等の整備・保全〔農業生産基盤に関する取り組み〕

- 水田地帯の大区画化による中・大型機械化への対応と、かんがい排水事業及び農地防災事業等による汎用化の促進
- 畑作地帯は、団地化を推進
- 果樹地帯は、生産農家の確保と栽培面積の拡大及び品種更新による産地化、ほ場及び農道の整備への対応
- 近郊施設園芸地帯の育成
- 本所・蔵岡排水機場のストックマネジメントの実施
- 親松排水機場など、かんがい排水施設整備の推進
- 大区画ほ場整備を検討
- 中・大型高性能機械に対応した農道の整備を検討

4 魅力ある田園環境の創出〔農業と環境の共生に関する取り組み〕

- 農村生活基盤及び農業生産基盤を水害から守るための排水施設及び防災体制の整備及び田んぼダムの促進
- 信濃川・阿賀野川・小阿賀野川、烏屋野潟・栗の木川・通船川などの地域の河川の多自然化整備
- 農業用排水路の多自然化整備
- 環境用水・浄化水の導入
- 亀田郷地域用水対策協議会による水辺環境整備の促進
- 農業用排水と家庭排水の分離、公共下水道の整備
- 豊かな自然環境と調和した農村集落の形成
- バイオマス資源の利活用推進
- スプロール的土地利用の排除
- 屋敷林の保全
- 信濃川・阿賀野川・小阿賀野川、農業用排水路等の親水化整備
- 烏屋野潟の水質浄化と環境保全の取り組みの推進

5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり〔多様な体験と交流に関する取り組み〕

- （財）亀田郷地域センターを活用した生産者と消費者の交流促進
- 「三・九の市」などによる農商交流の活性化
- 地域づくり協議会によるコミュニティ活性化の促進

(3) 秋葉区

地域の特性と課題

- 全国的にも有数の「花のまち」です。
- 「日本ボケ展」、「さつきまつり」、「雪割草の展示会」、「寒梅まつり」、「クリスマスローズ展」など、花のイベントで多数の買物客や見物客が集まります。
- 長い伝統を誇る植木、盆栽の園芸業が盛んな地で、特に、ボケ（放春花）の育種では全国的に有名な産地です。また、花の品質が良く首都圏等の県外での評価も高いクリスマスローズは、愛好家の方からも大変人気があります。
- 水田のほ場整備状況は、大規模区画ほ場の占める割合が低い状況にあります。
- 新潟薬科大学を核とした産・学・官の連携による研究交流拠点の整備が求められています。
- 小須戸には、昔の水陸交通の拠点の名残を今に伝える町屋造の家屋や雁木が、新津には、石油、鉄道の遺産が残されています。また、農村地域には里神楽・獅子踊りなどの伝統芸能が継承されてきました。
- 阿賀野川・信濃川・小阿賀野川・新津川・能代川、丘陵沿いの池沼、新津丘陵の里山等、動植物の貴重な生息空間が点在しています。
- 平野に点在する集落、満願寺稲架木（はさぎ）並木、信濃川堤防沿いの桜並木、里山の自然と調和した農村景観、菩提寺山等の山々の自然風景等、多くの美しい景観を有しています。
- 都市排水の農業水利施設への流入増加により、水利施設への負担が増大しています。

農家数・人口

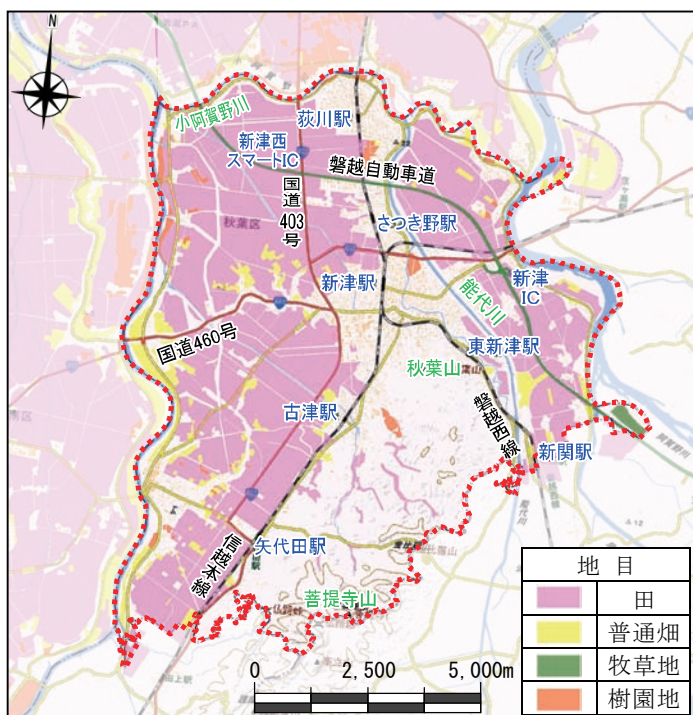


出典：「2010年世界農林業センサス」農林水産省

主要作物

米、六条大麦、大豆、ばれいしょ、さといも、たまねぎ、キャベツ、プチヴェール、ねぎ、モロヘイヤ、きゅうり、なす、トマト、いちご、えだまめ、日本なし、かき、もも、ぶどう、チューリップ・ゆり等の切花、チューリップ球根、クリスマスローズ、サツキ・アザレア・シャクナゲ・ボケ・ツバキ・ボタン・雪割草等の鉢花、寒梅・ボケ等の花木、乳用牛、豚 等

※主要作物の太字下線：流通市場（卸売市場）で認知されているもの及び県の認定産地・特約産地



●経営耕地面積

(平成22(2010)年度・販売農家)

経営耕地面積 (ha)	3,347
田	3,151
畑	159
樹園地	37



農業・農村の振興方策（地域の特徴的な取り組み）

1 競争力のある食と花の確立〔生産・販売に関する取り組み〕

- 売れる米づくり体制の強化と複合営農の強化
- 非主食用米の生産拡大
- えだまめ、プチヴェール、さといも等の産地形成と生産拡大
- 少量多品目の野菜などの多様な販売促進
- 花きなど高収益作目の振興及び多様な新産地育成
- 新潟薬科大学と連携した作物の持つ機能性成分の研究並びに商品開発

2 意欲ある多様な担い手の確保・育成〔担い手に関する取り組み〕

- 生産組織及び集落営農組織の規模拡大、多角化、法人化等の推進
- 新潟バイオリサーチパーク構想^{※1}の推進

3 力強い農業生産基盤等の整備・保全〔農業生産基盤に関する取り組み〕

- 優良農地の確保・保全と効率的な土地利用の推進による、農業生産性の向上
- 国営土地改良事業等による用排水施設整備の推進
- ほ場整備及び農道整備の推進
- パイプかんがい、暗渠排水等の整備
- 既存の水利施設の適正な管理、更新

4 魅力ある田園環境の創出〔農業と環境の共生に関する取り組み〕

- 生態系に配慮した高生産性ほ場整備の検討
- 花木産業、ハサ木のある田園風景、桜並木の活用等、花とみどりの景観創造
- 町屋造の歴史ある町並みの保全
- 信濃川・阿賀野川・新津川・能代川等の自然環境の教育利用
- 新津丘陵の保護や民間ボランティアを活用した管理システムの構築
- 小阿賀野川沿い、新津丘陵周辺地区、小須戸の町屋造等の良好な集落・町並み景観の保全・活用
- 農業用排水と家庭排水の分離、公共下水道の整備
- ゆとりある農村集落の形成

5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり〔多様な体験と交流に関する取り組み〕

- 「道の駅・花夢里にいつ」による花き・花木の情報発信
- 「花とみどりのシンボルゾーン」を中心とした都市・農村交流の推進
- 信濃川・阿賀野川・新津川・能代川等の親水化整備
- 新津市場（一・六市）及び小須戸市場（三・八市）の観光活用
- 新津丘陵をはじめとする地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの推進
- 花とみどりを巡る自転車道の推進

※1：新潟バイオリサーチパーク構想

- ◆ 近年、バイオテクノロジーが注目されており、新潟県においても農水産資源やそれらの加工産業である食品産業などの新潟産バイオ関連資産の充実、強化及びこれらの資産をさらに活かした新たなバイオ産業の創出により、これからの時代に対応することが強く望まれています。
- ◆ 新潟市では、新潟薬科大学周辺一帯に生命・健康科学関連分野の知的集約、情報集積し、人材育成、産・学・官及び地域の連携による研究開発基盤の充実、強化を図る「新潟バイオリサーチパーク構想」を進めています。

(4) 南区

地域の特性と課題

- 白根大風合戦、国指定重要文化財の旧笹川家住宅のほかにも、四季折々の田園風景や各地区の祭り、角兵衛獅子や神楽舞など伝統芸能が残されており、都市・農村交流の資源としての活用が期待されます。
- 水田のほか整備状況が本市の中でも高い状況にあります。一部には海拔0m以下の農地が存在し、集中豪雨により湛水被害を受けることがあります。
- 稲作を基幹に、果樹、野菜、球根、切花、花木等の園芸作物の栽培が盛んです。
- 西洋なし「ル レクチエ」発祥の地であり、本市における果樹生産の拠点地域で、なし、もも、ぶどうについては県内一の生産地であり、チューリップ切花も県内一の生産地となっています。
- 観光果樹園も多く、観光資源となっています。また、フルーツの直売場は市内でも充実しています。
- 市内で最も養豚や酪農が盛んで、豚肉は「しろねポーク」としてブランド化に取り組んでいます。
- 公益社団法人「新潟市南区農業振興公社」が市やJA、農業関係機関団体と連携して、農業振興のための様々な事業を展開しています。

農家数・人口

■ 総農家数：2,272戸

■ 専業 331戸	■ 第1種兼業 552戸	■ 第2種兼業 898戸	■ 自給的 491戸
--------------	-----------------	-----------------	---------------

■ 土地持ち非農家：874戸

■ 農業就業人口（販売農家）

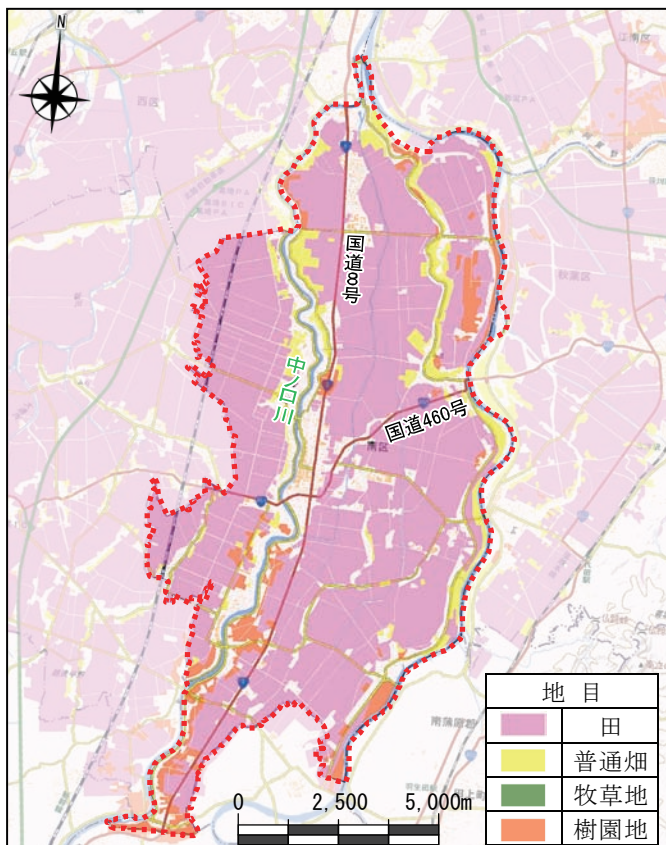
：3,627人

出典：「2010年世界農林業センサス」農林水産省

主要作物

米、大豆、だいこん、ばれいしょ、さといも、たまねぎ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、いちご、メロン、えだまめ、食用菊、おおば、きのこ、りんご、日本なし、西洋なし、もも、ぶどう、チューリップ・ゆりの切花、アザレア・シャクナゲの花木、乳用牛、豚 等

※主要作物の太字下線：流通市場（卸売市場）で認知されているもの及び県の認定産地・特約産地



● 経営耕地面積

(平成22(2010)年度・販売農家)

経営耕地面積 (ha)	5,348
田	4,701
畑	262
樹園地	385



農業・農村の振興方策（地域の特徴的な取り組み）

1 競争力のある食と花の確立〔生産・販売に関する取り組み〕

- 南区農業の基幹作物である「米」の現状を踏まえ、より付加価値の高い、用途別高品質米の生産を促進し、売れる米づくりを促進
- 安心・安全な生産を推進するとともに、有機肥料を中心としたおいしい米づくりなど、環境保全型の米づくりを奨励
- 米の消費量の減少は今後も続くことが予想され、引き続き需給調整が必要となるため、園芸作物の生産拡大を推進
- 転作作物の産地化、ブランド化を進め、生産者の組織化や作付地の団地化の取り組みを支援

2 意欲ある多様な担い手の確保・育成〔担い手に関する取り組み〕

- 個別経営体、組織経営体の法人化への促進
- 集落農業の維持発展のため、個別の状況に応じた営農の組織化
- 地域農業の担い手への農地集積の促進と、生産性や経営能力の高い経営体の育成
- 経営能力向上のための研修会や経営診断、先進技術の導入、家族経営協定の締結などによる経営管理の合理化
- 豊富で良質・新鮮な農産物を活かして、農商工連携による6次産業化を推進し、付加価値の高い農産品の開発を促進
- 6次産業化による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出、雇用の創出による地域全体の所得増大と活性化

3 力強い農業生産基盤等の整備・保全〔農業生産基盤に関する取り組み〕

- 集落の話し合いと農地中間管理事業による農地の効率的な活用
- 防災と農作物の湛水被害を未然に防止するため、排水路改修による排水能力の強化
- 用水のパイプライン化と未整備地区のほ場整備事業の検討

4 魅力ある田園環境の創出〔農業と環境の共生に関する取り組み〕

- 農地の持つ環境保全機能を維持するため、地域内の農業者や住民が共同で取り組む地域活動を支援
- 多様な野生生物の生息空間である河川や農業水路、農地を保全し、生物多様性に配慮した生産活動を促進
- 魅力的な農村景観の継承
- 農地や水環境の維持など、環境保全活動を通じた農村コミュニティを育成
- 各地域の伝統的な祭りや行事、民俗芸能の継承・発展
- 公共下水道の整備促進と、それらの計画区域以外での合併浄化槽の普及による生活環境の向上
- 南区農業振興公社を主体とした南区資源循環事業（堆肥散布システム）の実施、普及
- エコファーマーの認証推進と化学合成農薬・化学合成肥料使用の5割低減の啓発、普及

5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり〔多様な体験と交流に関する取り組み〕

- アグリパークと区内の観光農園、観光施設の連携と周遊プランや周辺農家と連携した農業体験プログラムを推進し、交流人口を拡大

(5) 西区

地域の特性と課題

- 日本海の夕日や海辺空間、信濃川、佐潟などの豊富な観光資源に恵まれています。
- 海拔0m以下の農地が存在し、台風や豪雨による農地の湛水被害が発生しやすい条件にあります。
- 新川河口排水機場など、基幹的水利施設の老朽化に対応するため整備が進められています。
- 米を中心に野菜、果実、花き・球根等が生産され、海岸砂丘地帯では、すいか、だいこん、ねぎ等が生産されています。全国的に知名度の高い「くろさき茶豆」も生産されています。
- 信濃川、西川、新川、佐潟、御手洗潟、農業用排水路などの水辺空間や海岸保安林は、都市の中に豊かな自然環境を創出し、動植物を育む空間となっています。
- 西川と水田の広がり、砂丘の畑地と海岸保安林などの農業生産地の風景が見られます。

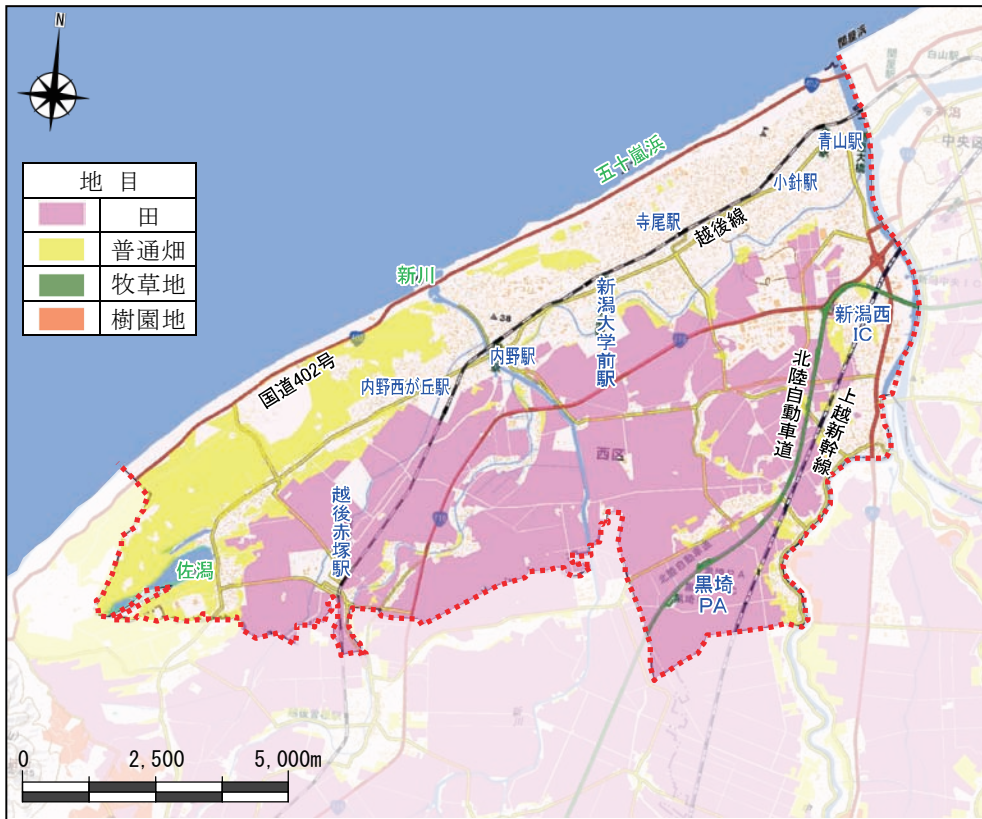
農家数・人口

■ 総農家数：1,446戸				■ 土地持ち非農家：1,109戸
■ 専業 269戸	■ 第1種兼業 382戸	■ 第2種兼業 534戸	■ 自給的 261戸	■ 農業就業人口（販売農家） ：2,491人

出典：「2010年世界農林業センサス」農林水産省

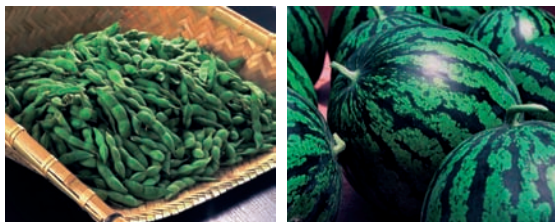
主要作物

米、すいか、だいこん、えだまめ、ねぎ、さつまいも、葉たばこ、チューリップ・ゆりの球根切花 等
 ※主要作物の太字下線：流通市場（卸売市場）で認知されているもの及び県の認定産地・特約産地



● 経営耕地面積
 (平成22(2010)年度・販売農家)

経営耕地面積 (ha)	3,913
田	3,122
畑	776
樹園地	15



農業・農村の振興方策（地域の特徴的な取り組み）

1 競争力のある食と花の確立〔生産・販売に関する取り組み〕

- 米の品質向上と安定化（一等米比率の高位化）
- 新潟すいか、くろさき茶豆、さつまいも（いもジェンヌ）等の特産農産物の生産拡大
- 砂丘地園芸（すいか、だいこん、ねぎ、さつまいも）の推進
- チューリップ・ゆり等の球根・切花の生産拡大と品質向上
- 米と園芸作物を組み合わせた複合経営の推進

2 意欲ある多様な担い手の確保・育成〔担い手に関する取り組み〕

- 担い手の規模拡大、法人の育成推進
- 野菜、球根・切花の生産農家の確保と栽培規模の拡大

3 力強い農業生産基盤等の整備・保全〔農業生産基盤に関する取り組み〕

- 水田のかんがい排水事業及び農地防災事業による汎用化促進
- 新川河口排水機場など、用排水施設整備の推進
- 水田の汎用化や土づくり、水利用状況を踏まえた畑地化の推進

4 魅力ある田園環境の創出〔農業と環境の共生に関する取り組み〕

- 砂丘地の景観や海岸保安林の保全
- ラムサール条約登録湿地の佐潟周辺的环境保全
- 農村集落による農地や農業用施設、農業用水等の資源などの保全活動の支援
- 豊かな田園風景と良好な集落景観の保全
- 農村生活基盤及び農業生産基盤を水害から守るための、排水施設及び防災体制の整備の促進
- 公共下水道等排水施設の整備による農業用排水と生活雑排水の分離

5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり〔多様な体験と交流に関する取り組み〕

- 農業まつりやあさ市の実施による生産者と消費者の交流推進
- 農業体験教室の実施による農業への理解の推進

(6) 西蒲区

地域の特性と課題

- 佐渡弥彦米山国定公園、ハザ並木、岩室温泉、水と土の歴史を刻む上堰潟、民間によるワイン工場があるなど観光資源が本市において特に豊富な地区です。
- 佐渡弥彦米山国定公園の緑の山並みを背景として、水田を基調にハザ並木が残る景観は、本市を代表する農村景観となっています。
- 中小河川はホタルなど身近な生物及び希少生物の生息空間となっており、その貴重な自然資源の保護が図られています。
- 西蒲区の基幹産業は農業であり、稲作のほか、本市の「食と花の銘産品」に指定されている「越王おけさ柿」、「巨峰」、いちじく「越の雫」をはじめとする果樹や、砂丘地帯を中心に多様な園芸作物の生産も盛んです。
- 畜産の産出額が本市の中でも多く、畜産業の拠点地域となっています。
- 農産物の付加価値向上や、6次産業化などに向けた新たな事業展開が求められています。
- 水田のほ場整備率は低く、一部、海拔0m以下の農地が存在します。
- 地域の一部では、家庭からの生活雑排水が農業用排水路へ排出されているため、環境悪化や農業用水の水質悪化等の問題を引き起こしています。

農家数・人口

■ 総農家数：2,947戸

■ 専業 251戸	■ 第1種兼業 572戸	■ 第2種兼業 1381戸	■ 自給的 743戸
--------------	-----------------	------------------	---------------

■ 土地持ち非農家：2,542戸

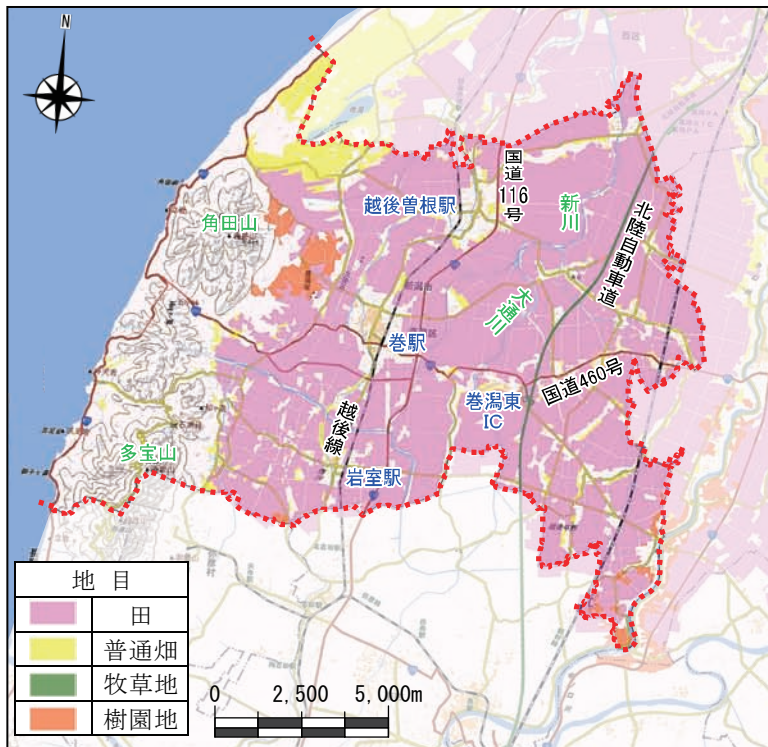
■ 農業就業人口（販売農家）
：4,323人

出典：「2010年世界農林業センサス」農林水産省

主要作物

米、そば、大豆、ねぎ、ごぼう、やまいも、だいこん、にんじん、アスパラガス、トマト、かぶ、さといも、たまねぎ、はくさい、なす、えだまめ、きゅうり、さといも、ししとう、そらまめ、ブロッコリー、キャベツ、食用菊、にら、みつば（水耕）、とうもろこし、オータムポエム、さつまいも、すいか、メロン、いちご、かき、いちじく、ぶどう、もも、日本なし、西洋なし、切花、ぼけ、乳用牛、肉用牛、豚 等

※主要作物の太字下線：流通市場（卸売市場）で認知されているもの及び県の認定産地・特約産地



● 経営耕地面積

(平成22(2010)年度・販売農家)

経営耕地面積 (ha)		7,155
田	6,678	
畑	318	
樹園地	159	



農業・農村の振興方策（地域の特徴的な取り組み）

1 競争力のある食と花の確立〔生産・販売に関する取り組み〕

- 米づくりを基幹としながら、野菜、果樹、畜産との複合経営の充実
- 砂丘地園芸（スイカ、メロン、だいこん、ねぎ、花き等）の産地のイメージアップ、流通販売面の強化
- そらまめ、えだまめ、すいか、ねぎ、だいこん、やまいも、いちごの生産農家の確保・生産拡大とブランド化
- 良品質果樹地帯の振興
- 柿・いちじくの銘産品指定による販売促進強化
- チューリップ・ゆり等の優良球根の確保による切花品質の向上
- 畜産の経営安定化と環境対策や高品質化、ブランド販売の展開
- 新技術の導入などの推進

2 意欲ある多様な担い手の確保・育成〔担い手に関する取り組み〕

- 農地集積、経営合理化に向けた地域の取り組みの推進
- 認定農業者及び集落営農組織の育成・法人化の推進
- 耕作放棄地対策と新たな担い手の確保

3 力強い農業生産基盤等の整備・保全〔農業生産基盤に関する取り組み〕

- 水田の基盤整備を推進するとともに、環境保全型農業を目指した土地利用及び施設整備、汎用化の促進
- 海岸砂丘地帯の集団優良農地の確保等による畑作の振興
- 西蒲原地域の用水の必要水量の確保とかんがい施設整備の推進
- 巻東町・打越・福島・桑山・山島・馬堀地区のほ場整備の推進
- 中郷屋地区の農道整備の推進
- 砂丘地の荒廃防止・湛水対策の推進

4 魅力ある田園環境の創出〔農業と環境の共生に関する取り組み〕

- 海岸部の景観整備、角田山麓や里山の景観に調和した生活基盤の整備
- ハザ並木、桜並木の充実整備、集落内樹木、屋敷林、鎮守の森、史跡等の歴史・文化資源の保全・調査
- 中ノ口川沿い、岩室地区の良好な集落景観の保全・活用
- 生物多様性に配慮した地域用水の保全と活用
- 農村生活基盤及び農業生産基盤を水害から守るための、排水施設及び防災体制の整備の促進
- 農業用排水と家庭排水の分離、公共下水道の整備
- 環境保全型農業の推進
- 耕畜連携による循環型農業の推進

5 食と花の理解を深める農のある暮らしづくり〔多様な体験と交流に関する取り組み〕

- 産学官連携による新たな加工品の開発など、6次産業化の推進
- 直売所や農家レストランなどを活用した交流の推進
- 農業体験等の機会・場の提供による交流の推進

第7章

農業構想の推進体制





農業構想の推進体制

7.1 構想推進に向け各主体に期待される役割

81万都市である本市においては、農業者・農業団体や食品関連企業は、地域で収穫された農産物やその加工品をその地域内で食する「地産地消」の浸透を図る中で、これらの付加価値を高めることにより、日本全国、さらには国外へと供給することも可能です。

一方、新潟市民は、活力ある地域農業が持続・発展することで、安心・安全でおいしい農産物を味わい、日本一の水田が広がる快適な環境・空間の中で、ゆったりと時の流れるスローライフを楽しみ、田園の恵みの豊かさを実感することができます。

このように、日本一の大農業都市として農業がその可能性を広げ、市民が地域の素晴らしい食と花の魅力を享受するためには、農業者をはじめ関係団体・市民・関係行政機関（国・県・市）が本構想の描く目標に向かって一体性を保ちながら、それぞれの役割を担い、主体的に取り組むことが望まれます。

以下に、本構想の推進にあたって各主体に期待される役割を示します。

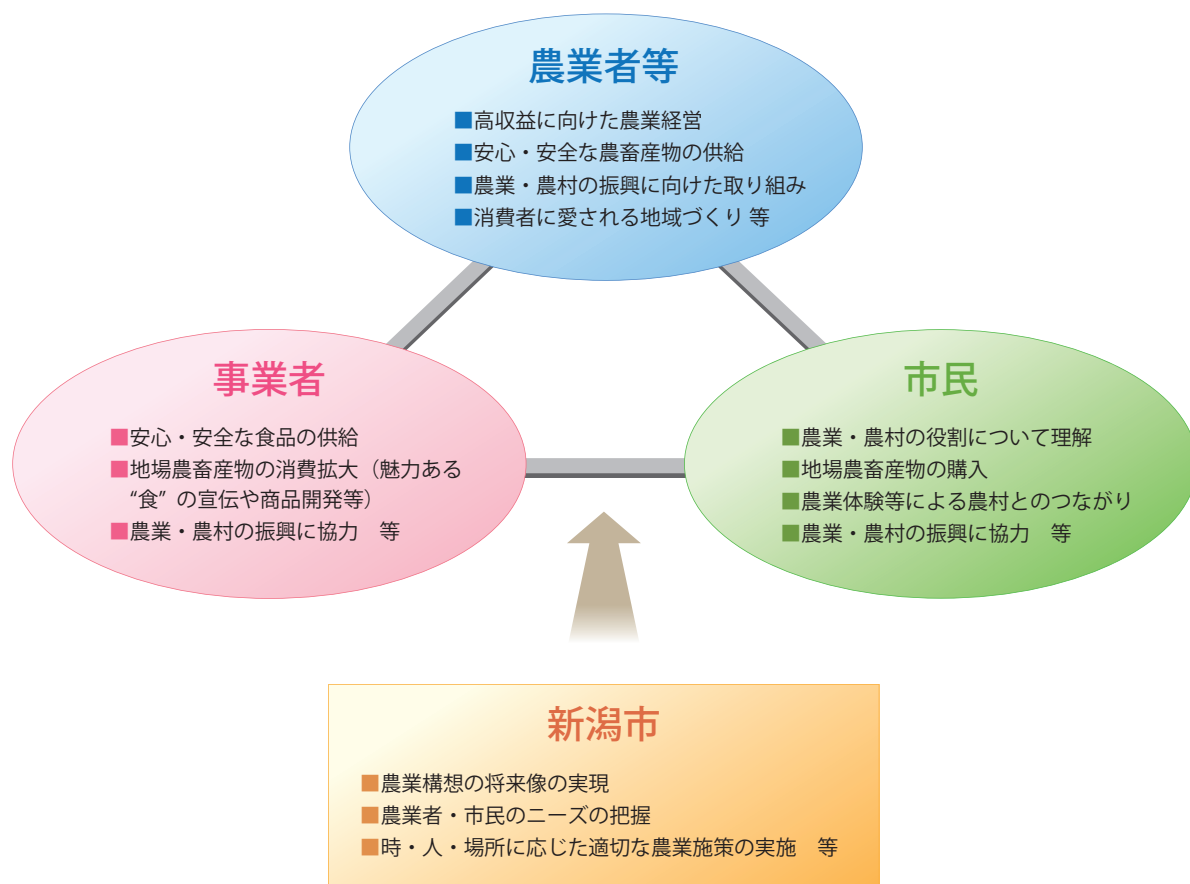


図7.1-1 各主体の役割

1 農業者等に期待される役割

農業者及び農業関係団体は、高収益に向けた農業経営の効率的な改善はもとより、本市をはじめ国内外に安心・安全な農畜産物を安定供給することが期待されます。また、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、自然環境との共生、環境保全型農業、農業・農村が持つ多面的機能のさらなる発揮など、本市の農業及び農村の振興に向けた取り組みを進め、本市を訪れる人々や消費者に長く愛される地域づくりに協力することが期待されます。

《具体的な役割》

- 安全に配慮した生産方式の導入、担い手の多様な能力発揮、消費者との交流促進など、農業者自らの創意・工夫による経営改善と消費者の安心と信頼のもとに支持される地域農業の確立
- 農畜産業や食品関連産業から発生する有機性資源の活用や、環境保全型農業の推進による環境負荷の低減
- 農業の営みによって維持されてきた農地、農業水利施設、環境・景観、農村文化を地域、農業団体、市民ボランティア等との協働により保全・継承
- 集落自治活動への参加・協力により、子どもから高齢者までが暮らしやすく、都市と農村が活発に交流する魅力ある田園環境の創出

2 事業者等に期待される役割

事業者は、安心して安全な食品を消費者に供給するとともに、地場農畜産物の消費拡大に向け、魅力ある“食”の宣伝や商品開発を進め、消費者が安心できる食の供給体制を構築するなど、事業活動において本市の農業及び農村の振興に協力することが期待されます。

《具体的な役割》

- 生産者との連携強化のもと、地場農畜産物を利用した“食”の開発や宣伝による本市の農畜産物の利用拡大
- 消費者が安心して食品を購入できる仕組みの構築に向け、食品の製造・流通・販売に関わる安全基準の遵守など、企業の個々のモラルの維持と相互の連携強化
- 有機性資源の利用促進、バイオマス先端技術の研究、生分解性プラスチックの利用促進など、環境を重視した資源循環システムづくりや産業構造構築への参加・協力

3 市民に期待される役割

市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、地場農畜産物の購入や、農業・農村体験、自然学習、環境保全活動への参加などにより都市と農村とのつながりを強め、本市の農業及び農村の振興に協力することが期待されます。

《具体的な役割》

- 本市の農業が、新鮮・安心・安全でおいしい農産物を提供するだけでなく、国土・環境の保全など多面的な機能を発揮していることの認識と、本市の農産物の優先的な購入など地産地消の主役
- 食生活の乱れや、輸入依存型の食習慣といった現状認識のもと、市民一人ひとりによる食生活の見直しと、環境に配慮した消費行動の選択
- 本市の“農”が有する豊かさを次世代へと引き継いでいくための農作業や農村文化伝承、田園の地域資源保全管理の協働活動への積極的な参加

4 市の役割

市は、本構想で掲げられた将来像の実現に向けて、自然的、経済的、社会的諸条件や農業者・市民のニーズ、各地域の実態と課題を的確に把握し、時・人・場所に応じた適切な農業施策を着実に実施していきます。

《具体的な役割》

- 食料、農業及び農村に関して、国・県との適切な役割分担のもとに、市農業の進むべき方向の提示と、生産・産業基盤全般にわたる総合的な施策の実施
- 農業者・農業団体、関係団体、企業等の生産活動への支援や、市民が主体的に取り組む地域活動に対する支援
- 食料、農業及び農村に関する市民の理解を深めるための、農業団体等との協力による情報の提供

7.2 推進体制と進行管理

1 推進体制

行政はもとより、農業者や関係機関・団体、さらに農産物の流通、加工、販売、消費に関する市民や企業など、さまざまな主体の役割分担と協働・連携による取り組みを進めながら構想を推進します。特に新潟市及び市農政外部組織は、施策の進捗状況や実施効果、農業者や市民をはじめとした関係主体からの意見や提言、社会情勢等を勘案しながら構想の効率的・効果的な進行管理を担います。

① 農業振興地域整備審議会

農業構想のうち、市全体の事項については、本庁より農業振興地域整備審議会に報告し、意見をもらいます。

② 各区農政協議会

農業構想のうち、地域毎の事項については、各区役所より農政協議会に報告し、意見をもらいます。

③ 庁内関係課長会議

「食と花の都」づくりを全庁的に推進するための組織として設置します。庁内組織の横断的かつ総合的調整を行い、農業構想の見直しを行います。

④ 分野別協議会

担い手支援・水田農業、食と花の銘産品、環境保全型農業、農業生産基盤の整備、食育・花育など専門分野別に設置されている協議会等において、個別事項に関する調整を行います。

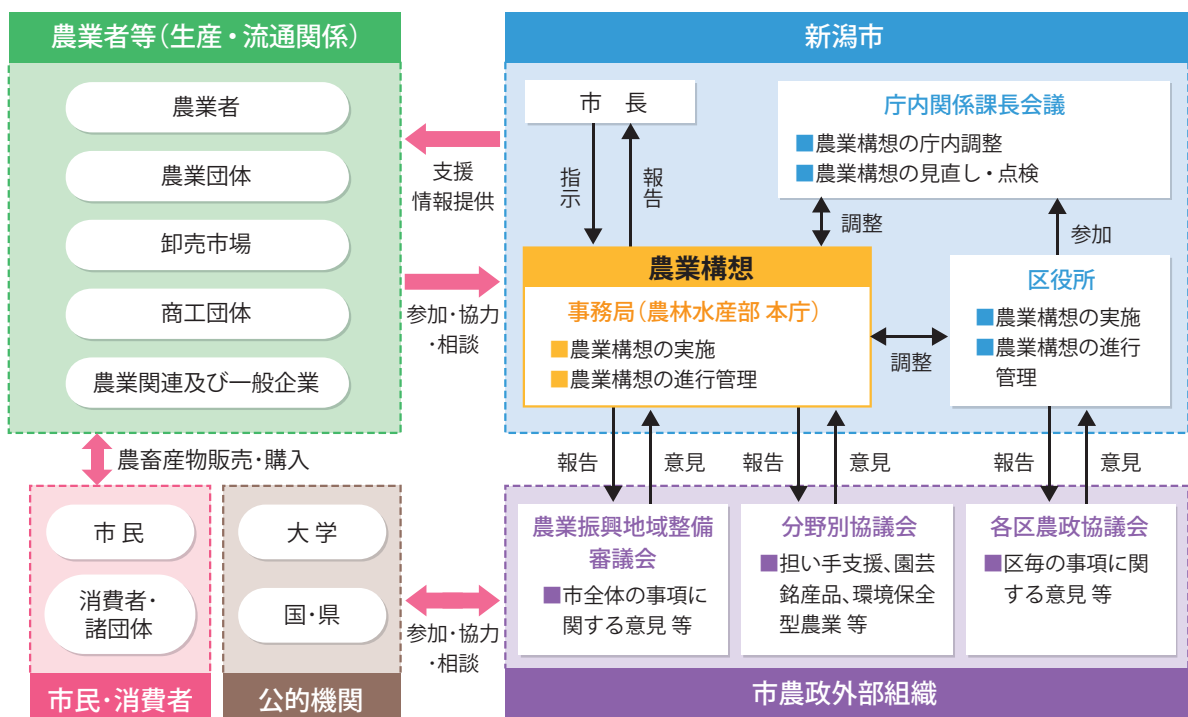


図7.2-1 農業構想の推進体制

2 進行管理

農業・農村の現状や具体的な取り組みの進捗状況などを定期的に把握・評価し、必要に応じて対策を講ずるなど、着実に構想を推進していくための進行管理を行います。

① 取り組み状況の把握・評価

施策毎に、毎年それぞれの「評価指標」によって現況値や目標の達成状況を把握します。また、構想の具体的な取り組み（事業）の詳細な取り組み状況については、毎年担当課がそれぞれの進捗状況を把握・評価し、施策進行管理評価書を作成します。目標の達成状況については、ホームページ等を通じて数値等を公表し、農業者や市民が構想の進捗状況を把握できる仕組みとするとともに、3年に一度意見募集を行い、農業者や市民の意見を広く聞き、評価の参考とします。

② 具体的取り組みの検討と計画への反映

評価書に対する農業振興地域整備審議会や各区農政協議会からの意見や庁内関係課長会議による点検を通じて、必要な具体的な取り組み（事業）を検討し、その後の担当課による実施計画の推進に反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、評価結果をもとに、農業振興地域整備審議会が施策の進行状況を把握し、計画の見直しの方向性を審議します。市は審議会からの提言を受け、必要な具体的な取り組み（事業）を検討し、その後の担当課による実施計画の推進に反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

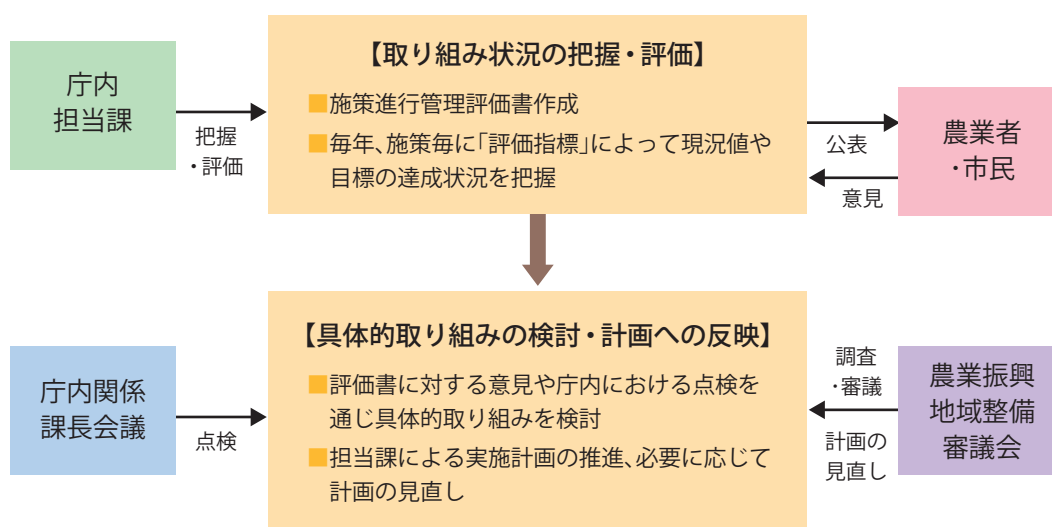


図7.2-2 農業構想の進行管理

